



令和8年第一回定例会

令和8年度当初予算

# 予算決算委員会説明資料

熊 本 市

令和8年2月

# 厚生分科会審査分

< 予算所管 >

健康福祉局

こども局

病院局

### 【前年度予算額】

前年度予算額については、令和7年4月1日時点の各所管局の予算を記載しています  
本年度予算額が0の事業は記載していないため、事業ごとの合計と一致しない場合があります

### 【区分の表示】

次ページ以降の資料の（区分）は、以下の内容を示しています

- 「新規」は本年度より新たに実施する事業です
- 「拡充」は前年度より内容を拡充して実施する事業です
- 「復興」は熊本地震からの復旧・復興に関連する事業です

区分		
新規	拡充	復興

### 【財源内訳の表示】

次ページ以降の資料の（財源内訳）には、以下の金額を計上しています

- （国県）には以下の財源を計上しています
  - ・国庫負担金・県負担金―― 国または県が法令等に基づき、義務的に負担するもの  
（例）生活保護費国庫負担金
  - ・国庫補助金・県補助金―― 国または県が法令等に基づき、市町村事務経費の一定割合を補助するもの  
（例）道路橋梁費国庫補助金、児童福祉費県補助金
  - ・国庫委託金・県委託金―― 国または県から委託されて実施する事務経費の財源  
（例）統計調査費国庫委託金、選挙費県委託金
- （地方債）には以下の財源を計上しています
  - ・建設事業等の財源とするための借入金
- （その他）には以下の財源を計上しています
  - ・特定の事業の財源となるもののうち、（国県）（地方債）を除くものを計上しています  
（例）施設の管理経費に充てる施設使用料、保育所の運営費に充てる保育料
- （一般財源）には以下の金額を計上しています
  - ・（国県）（地方債）（その他）など、事業に充てる特定の収入（特定財源）以外に必要となる金額を示します
  - ・一般財源部分は、用途が限定されない収入である「市税」「譲与税」「地方交付税」等により賄われることとなります

左の財源内訳			
国県	地方債	その他	一般財源

# 健康福祉局

健康福祉局・令和8年度当初予算総括表

1 一般会計

[歳出]

(単位：千円)

款 項 目			款 ・ 項 ・ 目	本年度 A	前年度 B	比較 A-B	伸率
20			民生費	101,553,654	102,739,043	▲ 1,185,389	▲ 1.2%
20	10		社会福祉費	73,419,870	74,766,412	▲ 1,346,542	▲ 1.8%
20	10	10	社会福祉総務費	10,961,828	14,731,139	▲ 3,769,311	▲ 25.6%
20	10	24	障がい保健福祉費	35,512,118	33,932,935	1,579,183	4.7%
20	10	25	老人福祉費	13,592,303	13,368,337	223,966	1.7%
20	10	35	老人医療給付費	21,100	20,100	1,000	5.0%
20	10	38	後期高齢者医療費	13,332,521	12,713,901	618,620	4.9%
20	20		生活保護費	27,889,451	27,836,465	52,986	0.2%
20	20	10	生活保護総務費	1,942,451	1,736,465	205,986	11.9%
20	20	15	扶助費	25,947,000	26,100,000	▲ 153,000	▲ 0.6%
20	25		災害救助費	40,376	14,464	25,912	179.2%
20	25	10	災害救助費	40,376	14,464	25,912	179.2%
20	30		国民年金費	203,957	121,702	82,255	67.6%
20	30	10	国民年金事務費	203,957	121,702	82,255	67.6%

〔歳出〕

(単位：千円)

款 項 目			款 ・ 項 ・ 目	本年度 A	前年度 B	比較 A-B	伸率
25			衛生費	12,013,545	12,005,087	8,458	0.1%
25	10		保健衛生費	11,597,139	11,620,377	▲ 23,238	▲ 0.2%
25	10	10	保健衛生総務費	7,033,993	6,712,904	321,089	4.8%
25	10	15	結核対策費	0	36,350	▲ 36,350	皆減
25	10	20	予防費	2,654,836	2,876,490	▲ 221,654	▲ 7.7%
25	10	30	成人病対策費	767,928	767,901	27	0.0%
25	10	35	環境衛生費	23,372	21,341	2,031	9.5%
25	10	40	火葬場費	494,822	655,355	▲ 160,533	▲ 24.5%
25	10	45	墓地費	90,222	86,343	3,879	4.5%
25	10	50	動物愛護センター費	262,587	213,862	48,725	22.8%
25	10	65	精神保健福祉費	269,379	249,831	19,548	7.8%
25	15		保健所費	374,020	341,389	32,631	9.6%
25	15	10	保健所費	374,020	341,389	32,631	9.6%
25	30		児童衛生費	42,386	43,321	▲ 935	▲ 2.2%
25	30	10	児童衛生費	42,386	43,321	▲ 935	▲ 2.2%
所管予算合計 X				113,567,199	114,744,130	▲ 1,176,931	▲ 1.0%
一般会計合計 Y				437,840,000	419,300,000	18,540,000	4.4%
一般会計合計 X ÷ Y				25.9%	27.4%		

〔債務負担行為〕

(単位：千円)

事項	期間	限度額
在宅福祉センターキャッシュレス決済導入経費	令和9年度～令和11年度	315
障がい者福祉タクシー利用券等一斉交付業務委託	令和8年度～令和9年度	7,000
視覚障害生活訓練等指導者養成事業委託	令和9年度	4,900
環境衛生手数料キャッシュレス決済導入経費	令和9年度～令和13年度	266
植木火葬場建替工事	令和9年度	14,200
熊本市斎場非常用自家発電設備改修工事	令和9年度	189,300

## 2 特別会計

〔会計総額〕

(単位：千円)

会計名	本年度 A	前年度 B	比較 A-B	増減率
国民健康保険会計	73,261,120	76,065,522	▲ 2,804,402	▲ 3.7%
介護保険会計	73,739,210	70,483,397	3,255,813	4.6%
後期高齢者医療会計	14,984,224	13,354,453	1,629,771	12.2%
所管特別会計合計	161,984,554	159,903,372	2,081,182	1.3%

〔債務負担行為〕

(単位：千円)

事項	期間	限度額
エルタックス導入に伴う保険料系システム改修業務委託	令和8年度～令和9年度	17,555
国民健康保険料等収納及びコールセンター運営等業務委託	令和9年度～令和11年度	411,302
国民健康保険特定健診等実施率向上対策業務委託	令和9年度～令和10年度	32,720
エルタックス導入に伴う保険料系システム改修業務委託	令和8年度～令和9年度	19,594
介護認定事務センター業務委託	令和9年度～令和11年度	398,379
エルタックス導入に伴う保険料系システム改修業務委託	令和8年度～令和9年度	19,436

# 一般会計

<歳出予算>

健康福祉局

予算所属	款・項・目・事業名		区分			事業内容	前年度	本年度	左の財源内訳			
			新規	拡充	復興				国県	地方債	その他	一般財源
	款	20民生費					102,739,043	101,553,654	50,101,879	469,000	873,441	50,109,334
	項	10社会福祉費					74,766,412	73,419,870	30,596,046	469,000	539,760	41,815,064
	目	10社会福祉総務費					14,731,139	10,961,828	3,574,765	106,700	105,593	7,174,770
	人件費					一般職196人	1,460,686	1,480,029	3,044		70,846	1,406,139
健康福祉政策課	1	避難行動要支援者支援経費				避難行動要支援者制度の運用等に要する経費	22,600	23,300			23,300	
	2	心のバリアフリー推進事業				心のバリアフリーを推進するための普及啓発に要する経費	3,000	3,000	2,250			750
	3	在宅福祉センター管理運営経費				在宅福祉センターの指定管理料	33,300	36,610				36,610
	4	各種団体助成				各種団体に対する助成に要する経費 ①熊本市原爆被害者の会 160 ②熊本市遺族連合会 727 ③熊本市社会福祉施設連合会 323 ④熊本県英霊顕彰会 520	1,730	1,730				1,730
	5	社会福祉協議会助成経費				熊本市社会福祉協議会の運営費等に対する助成に要する経費	154,838	173,451			5,000	168,451
	6	夢もやい館管理運営経費				夢もやい館の管理運営等に要する経費	30,991	33,490	6,722			26,768
	7	すこやか交流広場管理経費				熊本市すこやか交流広場の管理に要する経費	1,078	1,068			75	993
	8	民生委員活動等経費				民生委員・児童委員の推薦や活動等に要する経費	151,562	151,769	115			151,654

〔歳出〕

(単位：千円)

予算所属	款・項・目・事業名		区分			事業内容	前年度	本年度	左の財源内訳			
			新規	拡充	復興				国県	地方債	その他	一般財源
健康福祉政策課 (つづき)	9	民生委員協議会助成				熊本市民生委員児童委員協議会の運営費等に対する助成に要する経費	17,339	17,587				17,587
	10	地方社会福祉審議会経費				熊本市社会福祉審議会の開催に要する経費	305	305				305
	11	日常生活自立支援事業				熊本市社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業に対する補助に要する経費	50,600	55,800	27,900			27,900
	12	福祉有償運送運営協議会経費				福祉有償運送運営協議会への負担金	105	105				105
	13	地域協議会経費(社会福祉法)				地域協議会の開催に要する経費	75	75				75
	14	在宅福祉センター施設整備経費				個別長寿命化計画に基づく東部在宅福祉センターの防災設備改修工事等に要する経費 (債務負担行為 令和9年度～令和11年度 限度額315)	30,300	5,000		3,600		1,400
	15	夢もやい館施設整備経費				個別長寿命化計画に基づく夢もやい館の空調設備改修等に要する経費	10,500	114,800		103,100		11,700
	16	校区社会福祉協議会活動支援経費		●		校区社会福祉協議会に対する助成に要する経費	4,750	9,500				9,500
	17	校区社協行動計画推進経費				住民主体の地域課題解決に向けた校区社協行動計画の推進に要する経費	16,433	16,900				16,900
	18	孤独・孤立対策経費		●		孤独・孤立問題の普及啓発及び孤独・孤立対策地域協議会の運営等に要する経費	1,370	2,983	2,237			746
19	厚生統計調査経費				国民生活基礎調査等に要する経費	8,940	7,688	7,688				

〔歳出〕

(単位：千円)

予算所属	款・項・目・事業名		区分			事業内容	前年度	本年度	左の財源内訳			
			新規	拡充	復興				国県	地方債	その他	一般財源
健康福祉政策課 (つづき)	20	民生委員協力員活動等経費				民生委員協力員の活動等に要する経費	1,800	2,000	1,000			1,000
	21	各区福祉課一般管理経費				各区役所福祉課の運営等に要する経費	930	930				930
	22	一般管理経費				健康福祉政策課の運営等に要する経費	3,584	7,543				7,543
	23	貸付償還専門員雇用経費				災害援護資金貸付金等の償還事務に係る会計年度任用職員の雇用に要する経費	3,829	4,064	62			4,002
	24	生活資金貸付事業経費				熊本県社会福祉協議会が実施する要保護世帯向け不動産担保型生活資金の貸付原資に対する補助に要する経費	12,834	7,556	5,667			1,889
保護管理援護課	1	福祉総合相談経費				福祉相談の総合受付窓口業務や家庭児童相談等に要する経費	24,546	25,893	12,014			13,879
	2	中国残留邦人等支援経費				中国残留邦人等の永住帰国後の自立支援に要する経費	52,792	63,803	49,939			13,864
	3	各種団体助成				中国残留邦人支援団体への助成に要する経費	1,155	1,155				1,155
	4	住宅支援給付事業				住居確保給付金の支給等に要する経費	17,341	10,941	8,206			2,735
	5	行旅病人措置費				行旅病人の救護、行旅死人や身寄りのない死亡者の火葬等に要する経費	1,349	1,349				1,349
	6	生活困窮者自立支援事業				自立相談支援事業等を行う生活自立支援センターの運営業務委託等に要する経費	141,600	139,900	95,267			44,633

予算所属	款・項・目・事業名		区分			事業内容	前年度	本年度	左の財源内訳			
			新規	拡充	復興				国県	地方債	その他	一般財源
国保年金課	1	行政機関等匿名加工情報関係経費				行政機関等匿名加工情報作成業務委託に要する経費		3,208				3,208
	2	国民健康保険会計繰出金				国民健康保険事業に係る一般会計繰出金	8,040,431	7,826,296	3,352,654			4,473,642
高齢福祉課	1	熊本市おでかけICカード関係経費				熊本市おでかけICカードに係るバス事業者等への運行負担金等に要する経費	655,500	732,000			6,372	725,628
	目	24障がい保健福祉費					33,932,935	35,512,118	24,171,841	31,900	33,582	11,274,795
障がい福祉課	1	障がい福祉団体助成				障がい者団体の運営費等に対する助成に要する経費	5,244	5,184	700			4,484
	2	熊本市障がい者理解促進事業				障がい者サポーター制度の普及啓発等に要する経費	2,480	2,400	1,800			600
	3	障がい者差別解消推進経費				障害者差別解消法の普及啓発等に要する経費	320	264	183			81
	4	成年後見制度法人後見支援事業				市民後見人の養成業務委託及び法人後見事業に対する助成等に要する経費	31,900	37,600	28,788			8,812
	5	成年後見制度利用支援事業助成				成年後見制度申立費用等に対する助成に要する経費	21,639	15,447	11,584			3,863
	6	移動支援事業経費				屋外での移動が困難な障がい者（児）の移動支援に要する経費	19,000	25,000	18,750			6,250
	7	視覚障がい者生活訓練事業				視覚障がい者の生活訓練に要する経費	800	800	600			200
	8	障がい者運転免許取得費助成				障がい者の自動車運転免許教習費用に対する助成に要する経費	4,300	4,300				4,300

〔歳出〕

(単位：千円)

予算所属	款・項・目・事業名		区分			事業内容	前年度	本年度	左の財源内訳			
			新規	拡充	復興				国県	地方債	その他	一般財源
障がい福祉課 (つづき)	9	身体障がい者自動車改造費助成				身体障がい者の自動車操作装置等の改造費用に対する助成に要する経費	2,200	2,100				2,100
	10	地方社会福祉審議会経費				身体障害者福祉専門分科会審査部会等の開催に要する経費	911	911				911
	11	同行援護給付費				移動に著しい困難を有する視覚障がい者の移動の援護等に要する経費	111,800	120,000	90,000			30,000
	12	地方障害者施策推進協議会経費				障害者施策推進協議会及び発達障がい者支援協議会の開催に要する経費	221	221	25			196
	13	障がい者相談員設置経費				障がい者相談員の設置に要する経費	152	152				152
	14	特別障害者手当等給付経費				身体等に著しい重度の障がい者を有する者に支給する手当に要する経費	396,350	400,143	300,000			100,143
	15	障がい者住宅整備費助成				住宅改造費に対する助成等に要する経費	4,520	3,900	1,764			2,136
	16	障害者総合支援法事務経費				障害者総合支援法に係る事務執行に要する経費	53,208	53,208				53,208
	17	居宅介護給付費				障がい者(児)の入浴、排泄、食事の介護等の居宅サービスの提供、通院等の支援に要する経費	580,000	610,000	457,500			152,500
	18	重度訪問介護給付費				重度の肢体不自由者への入浴、排泄、食事の介護等の居宅サービスの提供、外出時の介護の提供に要する経費	609,000	641,000	480,750			160,250
19	療養介護給付費(療養介護医療費)				医療、常時介護が必要な障がい者に対する病院等における機能訓練、療養上の管理、看護等の提供に要する経費	880,204	897,200	672,750			224,450	

予算所属	款・項・目・事業名		区分			事業内容	前年度	本年度	左の財源内訳			
			新規	拡充	復興				国県	地方債	その他	一般財源
障がい福祉課 (つづき)	20	生活介護給付費				常時介護が必要な障がい者に対する入浴や創作活動の場の提供等に要する経費	4,513,000	4,562,000	3,421,500			1,140,500
	21	短期入所経費				一時的に介護が困難な場合や生活訓練等の指導を必要とする障がい者(児)の短期的な入所支援に要する経費	249,000	248,000	186,000			62,000
	22	施設入所支援給付費				夜間に介護が必要な障がい者等に対する居住の場の提供、入浴等の支援に要する経費	1,596,000	1,725,000	1,293,750			431,250
	23	自立訓練給付費				身体機能等の維持向上の支援が必要な障がい者に対する生活訓練・機能訓練に要する経費	277,000	266,000	199,500			66,500
	24	共同生活援助給付費				共同生活住居における夜間や休日の日常生活上の援助に要する経費	2,327,000	2,530,000	1,897,500			632,500
	25	高額障害福祉サービス経費				障害福祉サービスの利用者が複数いる世帯等の利用者負担の軽減に要する経費	7,500	7,500	5,625			1,875
	26	利用者負担軽減経費				利用者の負担割合の軽減に要する経費	35,000	36,000				36,000
	27	補装具給付費				身体障がい者(児)の失われた身体機能を補完又は代替する補装具の購入費用の支給に要する経費	136,000	154,000	115,500			38,500
	28	相談支援事業経費				障がい者の日常生活支援のための相談支援業務委託等に要する経費 ①相談支援事業委託経費(9箇所) 219,394 ②自立支援協議会開催等経費 1,106	220,479	220,500	137,289			83,211
29	日常生活用具給付等事業経費		●		重度障がい者の日常生活用具の給付に要する経費	149,000	165,000	123,750			41,250	

〔歳出〕

(単位：千円)

予算所属	款・項・目・事業名		区分			事業内容	前年度	本年度	左の財源内訳			
			新規	拡充	復興				国県	地方債	その他	一般財源
障がい福祉課 (つづき)	30	地域活動支援センター運営費助成				地域活動支援センターⅠ型(6箇所)及び地域活動支援センターⅢ型(1箇所)の運営費に対する助成に要する経費	62,500	62,500	28,125			34,375
	31	福祉ホーム事業運営費助成				障がい者が利用する福祉ホームの運営費に対する助成に要する経費	2,300	1,400	1,050			350
	32	訪問入浴サービス事業経費				通所が困難な在宅障がい者(児)に対する居宅での入浴サービスの提供に要する経費	20,000	21,000	15,750			5,250
	33	日中一時支援事業経費				障がい者等の家族に対する就労支援や一時的な休息の場の提供に要する経費	10,378	12,087	9,064			3,023
	34	希望荘運営経費				障がい者福祉センター希望荘の指定管理料	80,399	88,567	2,250		369	85,948
	35	希望荘施設整備経費				希望荘利用者用送迎車両の買替えに要する経費	11,900	10,315		7,600		2,715
	36	行動援護給付費				行動が困難な知的障がい者や精神障がい者に対する外出時の移動補助等に要する経費	10,100	13,000	9,750			3,250
	37	障害支援区分認定調査経費				障害支援区分の認定事務に係る認定調査員の雇用等に要する経費	133,398	139,999				139,999
	38	計画相談支援給付費				障がい者(児)が障害福祉サービスを受ける際の利用計画作成等に要する経費	320,000	312,000	234,000			78,000
	39	心身障害者扶養共済経費				障がい者(児)の保護者等が死亡や重度障がいになった場合における障がい者(児)への年金支給に要する経費	44,474	47,000	6,932		33,185	6,883
40	障がい者虐待防止対策支援事業				障がい者虐待防止センターの夜間・休日における電話対応業務等に要する経費	2,874	3,150	2,362			788	

〔歳出〕

(単位：千円)

予算所属	款・項・目・事業名		区分			事業内容	前年度	本年度	左の財源内訳			
			新規	拡充	復興				国県	地方債	その他	一般財源
障がい福祉課 (つづき)	41	地域相談支援給付費				施設に入所している障がい者等が住居の確保や地域生活に移行するための相談支援に要する経費	1,100	1,500	1,125			375
	42	障害児相談支援給付費				障がい児が障害児通所支援を受ける際のサービス等利用計画作成等に要する経費	360,000	383,000	287,250			95,750
	43	児童発達支援給付費				障がい児に対する日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練に要する経費	2,390,000	2,686,000	2,014,500			671,500
	44	医療型児童発達支援給付費				障がい児に対する日常生活における基本的な動作の指導等や必要な治療の提供に要する経費	1,202	502	375			127
	45	放課後等デイサービス給付費				通学中の障がい児に対する生活能力の向上に必要な放課後等における訓練等の提供に要する経費	5,817,000	6,184,000	4,638,000			1,546,000
	46	保育所等訪問支援給付費				障がい児が通う保育所等における集団生活への適応のための専門的な支援に要する経費	167,000	284,000	213,000			71,000
	47	障がい者福祉相談所管理運営経費				障がい者福祉相談所の運営等に要する経費	21,448	22,265				22,265
	48	障がい程度審査委員会開催経費				障がい程度審査委員会の開催に要する経費	900	900				900
	49	難聴児補聴器購入費助成事業				身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の軽度・中度の難聴児に対する補聴器購入費に対する助成に要する経費	700	700				700
	50	障がい福祉関係会計年度任用職員雇用経費				本庁舎及び区役所の障がい福祉関係業務における窓口事務等を担う会計年度任用職員の雇用に要する経費	76,579	80,783	1,684			79,099
51	特別児童扶養手当支給事務				特別児童扶養手当の判定業務等に要する経費	7,586	8,130	8,130				

〔歳出〕

(単位：千円)

予算所属	款・項・目・事業名		区分			事業内容	前年度	本年度	左の財源内訳			
			新規	拡充	復興				国県	地方債	その他	一般財源
障がい福祉課 (つづき)	52	重症心身障がい児等在宅支援事業				医療的ケア児等コーディネーター養成研修業務委託等に要する経費	1,500	1,330	627			703
	53	重度心身障害者(児)医療費助成				重度心身障害者(児)医療費に対する助成に要する経費	1,235,562	1,310,640				1,310,640
	54	更生医療給付費				障がいを除去・軽減する治療によって確実に効果が期待できる者に対する自立支援医療費の支給に要する経費	1,580,574	1,602,459	1,200,000			402,459
	55	精神通院医療給付費				継続的な精神通院が必要な病状がある者に対する自立支援医療費の支給に要する経費	2,833,215	3,090,806	1,534,000			1,556,806
	56	重度心身障害者(児)医療費助成事務委託経費				重度心身障害者(児)医療費助成事務の委託に要する経費	2,888	2,353				2,353
	57	障がい者社会福祉施設整備費助成				障害者支援施設、障害児入所施設等の整備に対する助成に要する経費	451,200	63,300	42,200	16,800		4,300
	58	社会福祉施設等防犯対策強化整備事業				障害福祉サービス事業所等の防犯カメラの設置等に対する助成に要する経費	20,849	11,620	7,746	3,000		874
	59	自立生活援助給付費				単身等で居宅生活の障がい者に対する自立した日常生活を営むために必要な援助に要する経費	200	200	150			50
	60	居宅訪問型児童発達支援給付費				外出困難な障がい児に対する日常生活における基本的な動作の指導等の支援に要する経費	6,400	5,000	3,750			1,250
	61	障がい児(者)口腔ケア事業				障がい児(者)への歯科診療技術向上に向けた実地実習等の開催業務委託に要する経費	300	300	300			
62	重度障がい者等就労支援事業				重度障がい者等に対する障害福祉サービスの給付対象外の通勤支援や職場等における支援に要する経費	4,500	5,000	3,750			1,250	

予算所属	款・項・目・事業名		区分			事業内容	前年度	本年度	左の財源内訳			
			新規	拡充	復興				国県	地方債	その他	一般財源
障がい福祉課 (つづき)	63	重度訪問介護利用者の大学修学支援事業				重度障がい者の修学に必要な支援体制の構築に取り組む大学に対する助成に要する経費	7,945	3,000	2,250			750
	64	障がい者雇用関係経費				チャレンジ雇用職員の一般就労に向けた支援を行う就労支援員(ジョブコーチ)の雇用等に要する経費	10,544	15,560				15,560
	65	就労移行支援給付費				障がい者に対する一般就労に向けた支援に要する経費	396,000	560,000	420,000			140,000
	66	就労継続支援給付費				通常の事業所での就労が困難な障がい者に対する就労機会の提供、知識向上等の訓練に要する経費	5,162,000	5,248,000	3,936,000			1,312,000
	67	熊本県・熊本市障がい者スポーツ大会経費				熊本県・熊本市障がい者スポーツ大会の開催業務に要する経費	3,096	3,235	2,425			810
	68	全国障害者スポーツ大会経費				毎年秋に開催される全国障害者スポーツ大会への熊本市選手団の派遣に要する経費	16,178	16,178				16,178
	69	障がい者雇用促進経費		●		障がい者の超短時間雇用を含む一般就労等への支援に要する経費	19,709	23,600				23,600
	70	就労定着支援給付費				就労移行支援等を通じて通常の事業所に新たに雇用された障がい者の就労定着の支援に要する経費	28,000	30,000	22,500			7,500
	71	就労継続支援A型事業サポート事業				障がい者施設の生産活動に係る事業収入の増加に向けた製品の販売会開催等に要する経費	677	679	481			198
	72	心身障がい者福祉タクシー経費				重度障がい者の社会参加促進のためのタクシー料金の助成に要する経費 (債務負担行為 令和8年度～令和9年度 限度額7,000)	61,500	63,000				63,000
73	熊本市おでかけICカード関係経費				熊本市おでかけICカードに係るバス事業者等への運行負担金等に要する経費	180,300	213,000				213,000	

予算所属	款・項・目・事業名		区分			事業内容	前年度	本年度	左の財源内訳			
			新規	拡充	復興				国県	地方債	その他	一般財源
障がい福祉課 (つづき)	74	燃料費助成事業				重度障がい者の社会参加促進のための自家用車燃料費の助成に要する経費	8,700	10,000				10,000
	75	身体障がい者福祉電話設置経費				福祉電話の貸与等に要する経費	328	302				302
	76	障がい者緊急通報システム経費				緊急通報システムの設置等に要する経費	221	211				211
	77	手話通訳者設置等経費				本庁舎及び各区役所における手話通訳者の設置等に要する経費	22,670	23,637	17,712			5,925
	78	手話通訳者等派遣等経費				手話通訳者等の派遣及び養成、市民向け手話講座等手話の普及に要する経費	17,400	16,800	11,855			4,945
	79	要約筆記者等派遣等経費				要約筆記者の派遣に要する経費	1,550	1,428	1,006			422
	80	盲ろう者通訳・介助員派遣等経費				盲ろう者通訳・介助員の派遣に要する経費	1,600	1,835	986			849
	81	医療費助成運営業務改善経費				重度心身障害者医療費助成制度の運用改善に要する経費	9,700	7,700				7,700
	82	地域障害児支援体制強化事業				児童発達支援センター等の機能強化等に係る委託及び障害児等療育支援事業に係る委託に要する経費	22,388	22,800	10,648			12,152
	83	就労選択支援給付費				就労系障害福祉サービスを利用する障がい者等に対する就労選択の支援に要する経費	23,000	46,000	34,500			11,500
84	障がい福祉計画等策定経費				熊本市障がい福祉計画・熊本市障がい児福祉計画の策定に要する経費		3,500				3,500	

予算所属	款・項・目・事業名		区分			事業内容	前年度	本年度	左の財源内訳			
			新規	拡充	復興				国県	地方債	その他	一般財源
障がい福祉課 (つづき)	85	視覚障害生活訓練等指導者養成事業	●			視覚障がい者の生活訓練を行う視覚障害生活訓練等指導者(歩行訓練士)の養成に要する経費(債務負担行為 令和9年度 限度額4,900)		2,900				2,900
	86	一般管理経費				障がい福祉課の運営等に要する経費	3,875	9,117		4,500	28	4,589
	目	25老人福祉費					13,368,337	13,592,303	647,569	330,400	131,884	12,482,450
高齢福祉課	1	生きがい活動推進経費				生きがい作業所の維持管理に要する経費	465	485			400	85
	2	老人憩の家維持管理経費				老人憩の家の維持管理に要する経費	8,810	8,415				8,415
	3	老人憩の家管理運営経費				老人憩の家の管理運営に要する経費	6,138	5,965				5,965
	4	老人憩の家整備経費				老人憩の家の改修等に要する経費	3,800	22,000		19,600		2,400
	5	老人福祉センター運営経費				老人福祉センター(6箇所)の管理運営等に要する経費	74,682	82,115			1,200	80,915
	6	老人福祉センター整備経費				老人福祉センターの改修等に要する経費	273,704	12,100		9,100	334	2,666
	7	敬老祝賀経費				敬老祝品支給事業の実施に要する経費	3,600	3,410				3,410
	8	ねんりんピック関連経費				全国健康福祉祭(ねんりんピック)への選手団の派遣等に要する経費	13,109	13,431				13,431

予算所属	款・項・目・事業名		区分			事業内容	前年度	本年度	左の財源内訳			
			新規	拡充	復興				国県	地方債	その他	一般財源
高齢福祉課 (つづき)	9	シルバー人材センター助成等				シルバー人材センターに対する助成に要する経費	40,800	40,800				40,800
	10	老人クラブ団体助成				老人クラブ団体に対する助成に要する経費	38,900	37,800	12,899			24,901
	11	高齢者技能習得センター運営経費				高齢者技能習得センターの管理運営等に要する経費	5,000	5,090				5,090
	12	寝具乾燥経費				寝具無料乾燥事業の実施に要する経費	3,011	3,775				3,775
	13	老人福祉施設措置費				養護老人ホームへの措置に要する経費	670,000	666,000			123,000	543,000
	14	軽費老人ホーム事務経費				軽費老人ホームの事務費に対する助成に要する経費	557,000	573,000				573,000
	15	介護予防支援事業のための施設費				介護予防施設(3箇所)の指定管理料	39,300	41,638			3,600	38,038
	16	認知症コールセンター運営経費				認知症ほっとコールの運営業務委託に要する経費	7,637	6,746	3,274			3,472
	17	認知症地域医療支援事業				一般病院向けの認知症研修及びかかりつけ医・看護職員・歯科医師・薬剤師向けの認知症対応力向上研修の開催に要する経費	2,200	1,600	597			1,003
	18	認知症疾患医療センター運営事業				認知症疾患医療センターの運営業務委託に要する経費	5,120	5,120	2,559			2,561
19	高齢福祉課所管施設整備経費				高齢福祉課所管施設の改修等に要する経費	15,200	125,300		112,700		12,600	

〔歳出〕

(単位：千円)

予算所属	款・項・目・事業名		区分			事業内容	前年度	本年度	左の財源内訳			
			新規	拡充	復興				国県	地方債	その他	一般財源
高齢福祉課 (つづき)	20	権利擁護のための地域連携ネットワーク経費				成年後見制度の活用促進のための相談体制の強化に要する経費	23,000	23,820	8,907			14,913
	21	難聴高齢者介護予防促進事業	●			高齢者のフレイル予防や認知症予防、社会参加促進のための補聴器購入費の助成に要する経費		3,350			3,350	
	22	一般管理経費				高齢福祉課の運営等に要する経費	43,909	41,162				41,162
介護保険課	1	高齢者住宅整備費助成				在宅の高齢者の住宅改造費に対する助成に要する経費	7,300	5,800	2,581			3,219
	2	介護保険特別対策経費				社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービス利用者負担額軽減措置事業への助成に要する経費	1,120	1,210	907			303
	3	介護保険会計繰出金				介護保険事業に係る一般会計繰出金	11,217,353	11,650,106	615,268			11,034,838
介護事業指導課	1	社会福祉審議会経費				高齢介護福祉施設整備等及び社会福祉法人の認可に関する審査部会の開催等に要する経費	92	92				92
	2	老人福祉施設整備費助成				施設の新設に対する助成（特別養護老人ホーム）に要する経費	228,600	210,000		189,000		21,000
	3	認知症介護実践者等養成事業				介護従事者等に対する認知症高齢者の介護に関する実践的研修の開催に要する経費	2,015	1,973	577			1,396
	目	35老人医療給付費					20,100	21,100				21,100
国保年金課	1	老人医療費適正化経費				後期高齢者のあんま・はり・きゅう施術に対する助成（上限45回）、老人医療に係る第三者行為請求事務の委託に要する経費	20,100	21,100				21,100

予算所属	款・項・目・事業名		区分			事業内容	前年度	本年度	左の財源内訳			
			新規	拡充	復興				国県	地方債	その他	一般財源
	目	38後期高齢者医療費					12,713,901	13,332,521	2,201,871		268,701	10,861,949
国保年金課	1	熊本県後期高齢者医療広域連合負担金				熊本県後期高齢者医療広域連合に対する負担金	9,747,403	9,856,393				9,856,393
	2	後期高齢者医療会計繰出金				後期高齢者医療事業に係る一般会計繰出金	2,966,498	3,476,128	2,201,871		268,701	1,005,556
	項	20生活保護費					27,836,465	27,889,451	19,317,886		293,000	8,278,565
	目	10生活保護総務費					1,736,465	1,942,451	120,886			1,821,565
	人件費					一般職220人	1,495,666	1,626,230	15,231			1,610,999
保護管理援護課	1	生活保護適正実施推進経費				研修派遣やレセプト点検等生活保護の適正実施推進に要する経費	11,827	12,605	7,931			4,674
	2	生活保護受給者等就労支援事業				生活保護受給者に就労支援を行う就労支援相談員の雇用等に要する経費	47,000	48,840	36,630			12,210
	3	生活保護法施行事務監査事業				各区福祉事務所が実施する生活保護事務の監査に要する経費	677	677	677			
	4	生活保護適正実施推進経費(年金調査員)				生活保護受給者の年金受給推進を図る年金受給推進員の雇用等に要する経費	10,598	11,222	8,400			2,822
	5	生活保護関連システム改修経費				生活保護法令改正等に伴うシステム改修等に要する経費	9,754	104,300				104,300
	6	生活保護業務支援経費				生活保護の新規申請者に対する非常用食料支援、生活保護費の支給及び返還金の入金に係る現金入出金機の保守委託等に要する経費	8,950	4,000				4,000

予算所属	款・項・目・事業名		区分			事業内容	前年度	本年度	左の財源内訳			
			新規	拡充	復興				国県	地方債	その他	一般財源
保護管理援護課 (つづき)	7	警察との連携協力体制強化事業				生活保護の不正受給防止や困難事案の対応補助等を行う不正受給防止等推進員の雇用等に要する経費	11,659	12,115	9,018			3,097
	8	一般管理経費				保護管理援護課及び各区保護課の運営等に要する経費	66,931	68,317	2,391			65,926
	9	生活保護体制整備強化事業				被保護者日常生活自立支援員の雇用に要する経費	73,403	54,145	40,608			13,537
	目	15扶助費					26,100,000	25,947,000	19,197,000		293,000	6,457,000
保護管理援護課	1	生活保護費				生活保護世帯への保護費の支給等に要する経費	26,100,000	25,947,000	19,197,000		293,000	6,457,000
	項	25災害救助費					14,464	40,376			24,671	15,705
	目	10災害救助費					14,464	40,376			24,671	15,705
健康福祉政策課	1	災害救助関係経費				災害に係る弔慰金及び見舞金の支給に要する経費	2,082	2,000				2,000
	2	災害弔慰金関係経費			●	災害弔慰金等支給審査委員会の開催に要する経費	152	152				152
	3	災害援護資金貸付事業			●	災害援護資金貸付金（平成28年熊本地震分）の償還事務に係る会計年度任用職員の雇用等に要する経費	7,725	8,071			8,071	
	4	すまい再建助成事業（平成28年熊本地震）			●	平成28年熊本地震により被災した世帯の住宅再建に対する助成に要する経費	4,505	5,000			5,000	
	5	すまい再建助成事業（令和7年8月豪雨）				令和7年8月豪雨により被災した世帯の住宅再建に対する助成に要する経費		13,400				13,400
	6	災害義援金関係経費				令和7年8月豪雨に係る義援金配分委員会の開催に要する経費		153				153

予算所属	款・項・目・事業名		区分			事業内容	前年度	本年度	左の財源内訳			
			新規	拡充	復興				国県	地方債	その他	一般財源
健康福祉政策課 (つづき)	7	河内まちづくりセンター 芳野分室備蓄倉庫更新経費				河内まちづくりセンター芳野分室備蓄倉庫の更新に要する経費		11,600			11,600	
	項	30国民年金費					121,702	203,957	187,947		16,010	
	目	10国民年金事務費					121,702	203,957	187,947		16,010	
人件費						一般職19人	75,334	119,865	103,855		16,010	
国保年金課	1	国民年金関係経費				国民年金業務に要する経費	46,368	84,092	84,092			
	款	25衛生費					12,005,087	12,013,545	1,170,383	201,300	272,771	10,369,091
	項	10保健衛生費					11,620,377	11,597,139	1,149,927	201,300	265,431	9,980,481
	目	10保健衛生総務費					6,712,904	7,033,993	962,714		41,908	6,029,371
人件費						一般職274人	2,018,587	2,041,109	4,118		30,979	2,006,012
指導監査課	1	社会福祉施設指導監査事業				社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監査に要する経費	3,928	4,129				4,129
健康福祉政策課	1	団体助成				各種団体に対する助成等に要する経費 ①熊本市医師会看護専門学校 3,295 ②健康を守る婦人の会熊本市支部 145 ③熊本市地域リハビリテーション協議会 400	3,840	3,840				3,840
	2	厚生統計調査経費				国民生活基礎調査等に要する経費	10,938	8,959	8,959			
	3	職員・人材育成研修経費				健康福祉局内等職員の研修開催及び受講に要する経費	1,296	1,296				1,296

予算所属	款・項・目・事業名		区分			事業内容	前年度	本年度	左の財源内訳			
			新規	拡充	復興				国県	地方債	その他	一般財源
健康福祉政策課 (つづき)	4	庁用備品購入経費				健康福祉局内の備品購入に要する経費	250	250				250
	5	植木健康福祉センター管理運営経費				植木健康福祉センターの管理運営等に要する経費	60,022	65,543	3,094		409	62,040
	6	健康センター新町分室管理経費				健康センター新町分室の管理に要する経費	8,441	7,364			2,863	4,501
	7	健康センター新町分室施設整備経費				健康センター新町分室の施設修繕等に要する経費	8	3,140				3,140
	8	病院事業会計繰出金				病院事業に係る一般会計繰出金 ①熊本市民病院 1,979,938 ②植木病院 558,965	2,442,694	2,538,903				2,538,903
	9	植木健康福祉センター施設整備経費				植木健康福祉センターの給水設備等の更新に要する経費	10,200	7,000				7,000
健康づくり推進課	1	団体助成				関係6団体に対する助成に要する経費	1,429	1,429				1,429
	2	国民栄養調査事業				健康増進法に基づく国民の健康増進の総合的な推進を図る基礎資料を把握するための調査に要する経費	1,708	1,518	1,518			
	3	食の安全安心・食育推進経費				食の安全安心の確保や食育推進に向けた食環境整備等に要する経費	2,558	2,558	500			2,058
	4	食生活改善推進経費				地域の食生活改善を行うボランティアである食生活改善推進員の養成に要する経費	2,726	2,726				2,726
	5	歯科保健推進経費				熊本市歯科保健基本計画の進捗管理、熊本市歯と口腔の健康づくり推進条例に基づく歯科口腔保健の推進に要する経費	1,026	1,006				1,006

予算所属	款・項・目・事業名		区分			事業内容	前年度	本年度	左の財源内訳			
			新規	拡充	復興				国県	地方債	その他	一般財源
健康づくり推進課 (つづき)	6	持続可能な食を支える食育推進事業				小中学生への郷土料理教室等を通じた食文化の継承、食育の推進に要する経費	600	600	300			300
	7	健康づくり月間経費				市民への健康づくりの啓発を目的とした健康フェスティバル開催に対する負担金	2,500	2,500				2,500
	8	健康くまもと21推進経費				健康くまもと21推進会議等の開催に要する経費	1,220	1,180	590			590
	9	一般管理経費				健康づくり推進課の運営等に要する経費	1,199	1,184				1,184
健康危機管理課	1	健康危機管理体制推進事業経費				健康危機管理体制強化のための研修等に要する経費	705	372	186			186
	2	熊本市保健衛生審議会経費				熊本市保健衛生審議会の運営に要する経費	170	160				160
	3	総合保健福祉センターPFI経費				総合保健福祉センターPFIサービス対価等に要する経費 ①維持管理・運営関係経費 72,394 ②施設整備関係経費 100,478	170,207	172,872				172,872
	4	ウェルパルクまもと管理経費				ウェルパルクまもとの管理に要する経費	16,020	20,138				20,138
医療対策課	1	救急医療対策経費				休日、夜間及び年末年始における救急患者に対する診療体制の確保に要する経費	203,800	204,200			5,057	199,143
	2	災害医療対策経費				災害医療体制の整備に要する経費 ①協議会等開催経費 211 ②その他事務経費 321	751	532				532
	3	献血推進経費				献血の推進及び普及啓発等に要する経費 ①協議会開催経費 70 ②その他事務経費 50	95	120				120

予算所属	款・項・目・事業名		区分			事業内容	前年度	本年度	左の財源内訳			
			新規	拡充	復興				国県	地方債	その他	一般財源
医療対策課 (つづき)	4	医療都市推進経費				熊本県保健医療計画に基づく各種事業負担金 ①県負担金（歯科医療提供体制強化）2,000 ②県負担金（地域医療・総合診療実践学寄附講座開設負担金）1,011	2,450	3,011	1,011			2,000
	5	指定難病関係事務経費				難病医療費助成の申請受付、審査支払業務及び 難病相談支援センターの運営等に要する経費 ①特定医療費の支給事務等 42,905 ②療養生活環境整備経費 12,795	53,400	55,700	8,004			47,696
	6	難病特別対策事業経費				難病患者の相談・支援等に要する経費 ①訪問相談・医療相談会経費 415 ②その他事務経費 34	502	449	224			225
	7	指定難病医療費公費負担 経費				指定難病患者の特定医療費の公費負担に要する 経費	1,659,000	1,861,000	930,500			930,500
	8	骨髄等移植ドナー助成事 業				骨髄等を提供したドナーの入院・通院等に対す る助成に要する経費	1,400	1,400	700			700
	9	がん患者QOL向上事業				がん患者の生活の質の向上を図るための支援に 要する経費	7,142	7,530	3,010			4,520
	10	災害医療体制整備事業	●			災害時の医療救護活動体制整備に要する経費		2,600			2,600	
	11	I V R・血管内治療学寄 附講座設置経費		●		熊本大学病院におけるIVR・血管内治療学寄附講 座の設置に要する経費		3,000				3,000
	12	A E D設置経費				A E Dの一括購入に要する経費	5,100	4,675				4,675

予算所属	款・項・目・事業名		区分			事業内容	前年度	本年度	左の財源内訳			
			新規	拡充	復興				国県	地方債	その他	一般財源
	目	20予防費					2,876,490	2,654,836	44,005			2,610,831
健康危機管理課	1	結核・感染症発生動向調査経費				感染症の発生動向調査等に要する経費 ①会計年度任用職員報酬等 3,378 ②事務経費等 952	3,834	4,330	2,165			2,165
	2	感染症対策経費				感染症対策に要する経費 ①感染症診査協議会委員報酬 900 ②医薬材料費及び事務経費等 1,732	2,549	2,632	711			1,921
	3	新型コロナウイルス感染症対策経費				医療機関で実施された新型コロナウイルス感染症のPCR・抗原検査に要する経費	1,800	130	65			65
	4	結核対策特別促進経費				結核対策に要する経費	702	786	786			
	5	結核健康診断等助成				学校又は施設の設置者が行う結核健康診断に対する助成に要する経費	3,611	3,611				3,611
	6	結核医療費公費負担経費				結核医療費の公費負担等に要する経費	8,403	9,106	6,000			3,106
	7	結核定期外健康診断経費				結核患者の接触者健診や管理検診等に要する経費	3,834	3,900	1,950			1,950
	8	結核定期健康診断経費				市民向けの定期的な胸部X線検査に要する経費	19,800	20,800				20,800
感染症予防課	1	エイズ及び性感染症対策経費				エイズ及び性感染症対策に要する経費	7,608	7,645	3,817			3,828
	2	ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業				医療機関へのB型及びC型肝炎ウイルス検査業務委託に要する経費	12,000	12,000	7,785			4,215
	3	二種混合・五種混合等予防接種経費				医療機関への二種混合・五種混合予防接種業務委託等に要する経費	483,000	522,000	583			521,417

予算所属	款・項・目・事業名		区分			事業内容	前年度	本年度	左の財源内訳			
			新規	拡充	復興				国県	地方債	その他	一般財源
感染症予防課 (つづき)	4	M Rワクチン予防接種経費				医療機関へのM Rワクチン予防接種業務委託に要する経費	138,000	126,000				126,000
	5	日本脳炎予防接種経費				医療機関への日本脳炎予防接種業務委託に要する経費	171,000	165,000				165,000
	6	インフルエンザ予防接種経費				医療機関へのインフルエンザ予防接種業務委託に要する経費	396,000	438,000	82			437,918
	7	予防接種事故救済給付経費				予防接種事故救済給付等に要する経費	9,403	9,702	6,075			3,627
	8	子宮頸がん予防接種経費				医療機関への子宮頸がん予防接種業務委託に要する経費	99,000	146,000				146,000
	9	小児用肺炎球菌予防接種経費				医療機関への小児用肺炎球菌予防接種業務委託に要する経費	247,000	240,000				240,000
	10	風しん検査事業費				医療機関への風しん抗体検査業務委託に要する経費	4,200	4,000	1,186			2,814
	11	水痘予防接種経費				医療機関への水痘予防接種業務委託に要する経費	95,000	84,000				84,000
	12	成人用肺炎球菌予防接種経費				医療機関への成人用肺炎球菌予防接種業務委託に要する経費	21,000	7,700				7,700
	13	B型肝炎予防接種経費				医療機関へのB型肝炎予防接種業務委託に要する経費	105,000	101,000				101,000
14	ロタ予防接種経費				医療機関へのロタ予防接種業務委託に要する経費	149,000	147,000				147,000	

予算所属	款・項・目・事業名		区分			事業内容	前年度	本年度	左の財源内訳			
			新規	拡充	復興				国県	地方債	その他	一般財源
感染症予防課 (つづき)	15	新型コロナウイルスワクチン接種経費				医療機関への新型コロナウイルスワクチン予防接種業務委託等に要する経費	689,000	218,800	12,800			206,000
	16	BCG予防接種経費				医療機関へのBCG予防接種業務委託に要する経費	64,000	61,000				61,000
	17	带状疱疹ワクチン接種経費				医療機関への带状疱疹ワクチン予防接種業務委託に要する経費	177,000	157,000				157,000
	18	RSウイルスワクチン接種経費	●			RSウイルスワクチンの定期接種化を踏まえた体制確保に要する経費		162,000				162,000
	19	一般管理経費				感染症予防課の運営等に要する経費	1,096	694				694
	目	30成人病対策費					767,901	767,928	19,975		30,132	717,821
保護管理支援課	1	特定健康診査経費				生活保護受給者に対する特定健康診査に要する経費	10,063	10,237	3,343			6,894
健康づくり推進課	1	節目年齢歯科健診				節目年齢(20歳、30歳、40歳、50歳、60歳、70歳)における歯科健診の実施に要する経費	21,533	35,000	5,711			29,289
	2	健康ポイント事業				健康づくり活動に応じたポイントを付与する「熊本健康アプリ」等の運用及び利用促進に要する経費	71,900	71,900			30,132	41,768
	3	受動喫煙防止対策事業				受動喫煙防止対策専用コールセンターの運用及び受動喫煙防止のための周知・啓発等に要する経費	39,380	10,700	5,347			5,353
	4	生活習慣病等総合対策経費				QOLの低下につながる生活習慣病の予防啓発や健康相談等に要する経費	7,250	7,183	2,001			5,182
	5	健康診査普及(受診勧奨)経費				がん検診の受診促進及びがんの早期発見・早期治療の啓発に要する経費	3,375	3,408				3,408

予算所属	款・項・目・事業名		区分			事業内容	前年度	本年度	左の財源内訳			
			新規	拡充	復興				国県	地方債	その他	一般財源
健康づくり推進課 (つづき)	6	がん検診経費		●		各種がん検診の業務委託等に要する経費	614,400	629,000	3,573			625,427
	7	循環器疾患等対策推進経費	●			循環器疾患の発症予防に係る有識者会議の設置及び運営に要する経費		500				500
	目	35環境衛生費					21,341	23,372		2,100	9,153	12,119
健康危機管理課	1	食品衛生検査精度管理経費				食品衛生検査の精度管理に要する経費	360	365				365
生活衛生課	1	環境衛生業務				許認可、監視業務に要する経費	410	520				520
	2	生活衛生関連営業施設対策経費				公衆浴場の衛生確保や設備改善等に要する経費 ①レジオネラ症予防対策経費等 140 ②公衆浴場衛生確保及び振興補助金 1,690 ③一般公衆浴場の設備改善費の補助 1,275	3,101	3,105				3,105
	3	住まいの衛生対策経費				住まいの衛生対策や害虫相談対応等に要する経費	568	631				631
	4	水環境対策事業経費				家庭用浄水器の購入に対する助成等に要する経費	175	175				175
	5	食品保健事業				食品衛生関係施設許認可、監視・指導並びに栄養改善業務に要する経費	8,296	9,021			9,021	
	6	自主管理体制確立経費				食品事業者の自主衛生管理の導入促進に要する経費	947	947				947

予算所属	款・項・目・事業名		区分			事業内容	前年度	本年度	左の財源内訳			
			新規	拡充	復興				国県	地方債	その他	一般財源
生活衛生課 (つづき)	7	九州各県・政令指定都市・中核市生活衛生主管課長会議開催経費				九州各県・政令指定都市・中核市生活衛生主管課長会議の開催に要する経費		400			132	268
	8	一般管理経費				生活衛生課の運営等に要する経費	6,680	7,720		2,100		5,620
	9	環境衛生手数料キャッシュレス決済推進事業				環境衛生手数料収納におけるキャッシュレス決済の導入に要する経費 (債務負担行為 令和9年度～令和13年度 限度額266)		488				488
	目	40火葬場費					655,355	494,822		197,300	78,700	218,822
健康福祉政策課	1	斎場管理運営経費				熊本市斎場の施設整備及び維持管理に要する経費 ①指定管理料 183,900 ②火葬炉台車(修繕・購入)関係経費 13,508 ③斎場予約システム保守委託経費 2,461 ④その他施設修繕・改修関係経費 162,298 (債務負担行為 令和9年度 限度額189,300)	241,698	362,167		113,500	74,000	174,667
	2	植木火葬場管理運営経費				植木火葬場の業務委託等に要する経費	23,657	35,855			4,700	31,155
	3	植木火葬場建替事業				旧植木火葬場の解体及び南側市道改良工事に要する経費 (債務負担行為 令和9年度 限度額14,200)	390,000	93,800		83,800		10,000
	4	火葬場管外使用料助成経費	●			本市外の火葬場利用に係る管外使用料の助成に要する経費		3,000				3,000

予算所属	款・項・目・事業名		区分			事業内容	前年度	本年度	左の財源内訳			
			新規	拡充	復興				国県	地方債	その他	一般財源
	目	45墓地費					86,343	90,222		1,900	62,000	26,322
健康福祉政策課	1	墓地管理運営経費				市営墓地・納骨堂の維持管理に要する経費	86,343	90,222		1,900	62,000	26,322
	目	50動物愛護センター費					213,862	262,587			35,920	226,667
		人件費				一般職20人	130,430	171,022				171,022
生活衛生課	1	動物愛護推進経費				動物愛護啓発活動に要する経費	4,457	4,589				4,589
	2	人と動物くらしイキイキ事業				人と動物との共生社会の推進に要する経費 ①収容犬猫不妊去勢手術関係経費 625 ②動物愛護研修関係経費 188 ③収容犬猫飼養経費等 102	889	915				915
	3	狂犬病予防対策経費				狂犬病予防対策に要する経費 ①定期集合注射委託経費 8,400 ②狂犬病予防法登録事務等委託経費 9,122 ③定期集合注射会場運営等業務委託経費 4,800 ④犬の評価人報酬 240 ⑤狂犬病予防関係経費等 2,556	24,916	25,118			25,118	
	4	動物愛護センター一般管理経費				動物愛護センターの運営等に要する経費	37,370	38,283			10,802	27,481
	5	地域猫適正管理推進事業			●	地域猫適正管理（飼い主のいない猫の不妊去勢手術等）の推進に要する経費	15,800	22,660				22,660

〔歳出〕

(単位：千円)

予算所属	款・項・目・事業名		区分			事業内容	前年度	本年度	左の財源内訳			
			新規	拡充	復興				国県	地方債	その他	一般財源
	目	65精神保健福祉費					249,831	269,379	123,233		7,618	138,528
障がい福祉課	1	団体助成（精神保健団体）				各種団体に対する助成に要する経費 ①熊本県精神保健福祉協会 900 ②熊本市心の障害者家族会 496 ③日本てんかん協会熊本県支部熊本市分会 230 ④熊本県精神保健福祉会連合会 2,565	4,191	4,191				4,191
	2	精神保健研究・啓発事業経費				講演会・研修会の開催等に要する経費 ①講演会・研修会開催経費 719 ②研修参加経費 360 ③啓発パンフレット作成等事務経費 215	1,695	1,294	516			778
	3	地域自殺対策緊急強化事業				自殺を予防するための人材養成やSNS相談体制の整備等に要する経費	41,900	41,800	11,369		7,618	22,813
	4	精神保健対策経費				心の健康相談等に要する経費 ①心の健康相談経費 1,190 ②熊本市精神保健福祉審議会経費 120 ③その他事務経費 125	1,788	1,435	15			1,420
	5	精神保健相談支援事業経費				対応困難な事例等への相談支援等に要する経費	8,526	8,855	2,001			6,854
	6	社会復帰支援事業経費				精神障がい者の社会復帰の支援に要する経費	429	441	146			295
	7	精神障がい者地域生活移行支援事業				精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に要する経費 ①精神保健福祉相談員雇用等経費 3,838 ②地域体制整備アドバイザー設置委託料 637 ③ピアサポート活用事業経費 143 ④入院者訪問支援事業経費 274 ⑤普及啓発研修会開催等経費 220	4,946	5,112	3,761			1,351

〔歳出〕

(単位：千円)

予算所属	款・項・目・事業名		区分			事業内容	前年度	本年度	左の財源内訳			
			新規	拡充	復興				国県	地方債	その他	一般財源
障がい福祉課 (つづき)	8	精神科救急医療体制整備事業				精神障がい者の救急時における医療体制の整備に要する経費 ①精神科二次救急医療事業委託料 11,450 ②精神科救急情報センター事業委託料等 6,601 ③身体合併症救急医療確保事業委託料 2,002	20,003	20,053	10,101			9,952
	9	精神科病院実地指導経費				精神科病院に対する実地指導に要する経費	633	645	73			572
	10	措置入院・移送関係経費				自傷他害のおそれがあると認められた精神障がい者の措置入院・移送に要する経費	95,222	101,545	73,564			27,981
	11	精神医療審査会等事務経費				精神医療審査会の運営及び精神障害者保健福祉手帳の判定等に要する経費 ①精神医療審査会委員報酬等 10,992 ②事務補助会計年度任用職員雇用経費 10,947 ③保健福祉系システム機能改修経費 9,700 ④手帳申請書作成等事務経費 1,030	23,282	32,669				32,669
	12	かかりつけ医等心の健康対応力向上研修事業				かかりつけ医に対するうつ病に関する専門的な研修の開催に要する経費	177	183	91			92
	13	ひきこもり地域支援センター経費				ひきこもり地域支援センターの運営業務委託に要する経費	19,473	23,000	11,500			11,500
	14	措置入院・移送体制強化事業				執務時間外における措置通報の受理体制強化のための専任職員の配置等に要する経費	25,313	26,582	9,946			16,636
	15	依存症支援者等研修事業				県と連携したアルコールやギャンブル等の依存症支援体制の強化に要する経費	300	300	150			150

〔歳出〕

(単位：千円)

予算所属	款・項・目・事業名		区分			事業内容	前年度	本年度	左の財源内訳			
			新規	拡充	復興				国県	地方債	その他	一般財源
障がい福祉課 (つづき)	16	こころの健康センター管理経費				こころの健康センターの運営等に要する経費	1,817	1,274				1,274
	項	15保健所費					341,389	374,020	8,490		7,340	358,190
	目	10保健所費					341,389	374,020	8,490		7,340	358,190
人件費						一般職46人	328,586	359,610			7,340	352,270
健康危機管理課	1	健康危機管理経費				健康危機事案発生時における災害時健康危機管理支援チームの活動等に要する経費 ①連絡会議開催経費 75 ②医薬材料費 207	289	282				282
	2	保健所管理運営経費				保健所の運営等に要する経費	2,762	3,944	3,162			782
医療対策課	1	医事薬事関係経費				医療機関、薬局等に対する許認可事務及び立入検査等に要する経費 ①委員会運営等経費 180 ②医療施設管理システム運用経費 2,372 ③その他事務経費 655	4,496	3,207	3,207			
	2	医療安全対策経費				医療安全支援センターの運営等に要する経費 ①協議会開催経費 70 ②医療安全支援センター相談員雇用経費 2,960 ③その他事務経費 209	2,907	3,239	279			2,960
	3	薬務情報システム改修経費				法改正に伴う薬務情報システムの改修に要する経費		1,870				1,870
	4	一般管理経費				医療対策課の運営等に要する経費	2,219	1,868	1,842			26

予算所属	款・項・目・事業名		区分			事業内容	前年度	本年度	左の財源内訳			
			新規	拡充	復興				国県	地方債	その他	一般財源
	項	30児童衛生費					43,321	42,386	11,966			30,420
	目	10児童衛生費					43,321	42,386	11,966			30,420
健康づくり推進課	1	食育推進ネットワーク経費				地域の食育推進に向けた関係機関との体制整備に要する経費	286	286				286
	2	妊婦歯科健診経費				妊婦歯科健診の実施に要する経費	13,650	13,000	7,393			5,607
	3	こどものフッ化物応用経費				こどものフッ化物塗布及び小学校等におけるフッ化物洗口の実施に要する経費	29,385	29,100	4,573			24,527



# 特別会計

健康福祉局

〔歳入〕

(単位：千円)

款・項・目・節		本年度	前年度	説明
<b>款</b>	<b>10国民健康保険料</b>	<b>11,600,841</b>	<b>13,061,746</b>	
<b>項</b>	<b>10国民健康保険料</b>	<b>11,600,841</b>	<b>13,061,746</b>	
<b>目</b>	<b>10国民健康保険料</b>	<b>11,600,841</b>	<b>13,061,746</b>	
節	10医療給付費分現年度分	6,615,050	8,379,647	医療分保険料（現年度） 6,615,050
節	13後期高齢者支援金現年度分	3,288,829	3,163,604	後期支援金分保険料（現年度） 3,288,829
節	15介護納付金分現年度分	1,209,928	1,269,139	介護分保険料（現年度） 1,209,928
節	17子ども・子育て支援納付金分現年度分	272,119		子ども・子育て支援金分保険料（現年度） 272,119
節	20医療給付費分滞納繰越分	153,004	177,514	医療分保険料（滞納繰越） 153,004
節	23後期高齢者支援金滞納繰越分	19,950	48,301	後期支援金分保険料（滞納繰越） 19,950
節	25介護納付金分滞納繰越分	41,961	23,541	介護分保険料（滞納繰越） 41,961
<b>款</b>	<b>15国民健康保険税</b>	<b>2,514</b>	<b>726</b>	
<b>項</b>	<b>10国民健康保険税</b>	<b>2,514</b>	<b>726</b>	
<b>目</b>	<b>10国民健康保険税</b>	<b>2,514</b>	<b>726</b>	
節	20医療給付費分滞納繰越分	2,022	521	医療分保険税（滞納繰越） 2,022

〔歳入〕

(単位：千円)

款・項・目・節		本年度	前年度	説明
節	23後期高齢者支援金滞納繰越分	218	132	後期支援金分保険税（滞納繰越） 218
節	25介護納付金分滞納繰越分	274	73	介護分保険税（滞納繰越） 274
款	20使用料及び手数料	1	1	
項	10手数料	1	1	
目	20証明手数料	1	1	
節	10証明手数料	1	1	証明手数料 1
款	35県支出金	53,706,762	54,745,158	
項	20県補助金	53,706,762	54,745,158	
目	15保険給付費等交付金	53,706,762	54,745,158	
節	10普通交付金	52,300,000	53,240,000	普通交付金 52,300,000 保険給付費に係る交付金
節	20特別交付金	1,406,762	1,505,158	特別交付金 1,406,762 市町村の取組等に係る交付金
款	60繰入金	7,826,296	8,040,431	
項	10一般会計繰入金	7,826,296	8,040,431	
目	10一般会計繰入金	7,826,296	8,040,431	
節	10一般会計繰入金	7,826,296	8,040,431	一般会計繰入金 7,826,296 ①法定分 7,665,955 ②法定外分 160,341

[歳入]

(単位：千円)

款・項・目・節		本年度	前年度	説明
款	80諸収入	124,706	217,460	
項	10延滞金加算金及び過料	4,500	4,500	
目	10延滞金	4,500	4,500	
節	10延滞金	4,500	4,500	延滞金 4,500
項	20預金利子	1	1	
目	10預金利子	1	1	
節	10預金利子	1	1	預金利子 1
項	30雑入	120,205	212,959	
目	10第三者納付金	112,320	112,320	
節	10損害賠償金収入	112,320	112,320	第三者行為 112,320
目	30返納金	4,450	4,450	
節	10療養給付費返納金	4,300	4,300	療養給付費返納金 4,300
節	20高額療養費返納金	150	150	高額療養費返納金 150
目	50雑入	3,435	96,189	
節	10雑入	3,435	96,189	雇用保険料等 3,435
歳入計		73,261,120	76,065,522	

〔歳出〕

(単位：千円)

款・項・目		本年度	前年度	説明
款	10総務費	1,524,940	1,510,938	
項	10総務管理費	1,193,385	1,188,033	
目	10一般管理費	1,193,385	1,188,033	1 職員給与等 636,919 2 一般管理費 103,000 ①会計年度任用職員28人 98,218 ②国保広報共同事業負担金 1,729 ③事務管理経費 3,053 3 資格賦課給付管理経費 170,000 ①会計年度任用職員6人 21,416 ②レセプト点検業務委託料 21,000 ③国保情報集約システム関連経費 12,107 ④保険証・納付書作成経費等 115,477 (債務負担行為 令和8年度～令和9年度 限度額17,555) 4 国民健康保険社会保障・税番号制度システム等対応 経費 283,466
項	20徴収費	312,100	302,334	
目	20滞納処分費	312,100	302,334	1 収納率向上対策経費 309,000 ①会計年度任用職員20人 45,173 ②コンビニ収納業務関係経費 16,043 ③口座振替手数料 3,630 ④国民健康保険料等収納業務及びコールセンター 運営業務委託料 187,387 ⑤収納事務管理経費 56,767 (債務負担行為 令和9年度～令和11年度 限度額411,302) 2 納付納税推進環境整備事業 3,100 口座振替用ホームページに係る関係経費等

〔歳出〕

(単位：千円)

款・項・目		本年度	前年度	説明
項	30国民健康保険団体連合会負担金	18,989	19,712	
目	10国民健康保険団体連合会負担金	18,989	19,712	国民健康保険団体連合会負担金 18,989 熊本県国保連合会に対する負担金
項	40運営協議会費	466	859	
目	10運営協議会費	466	859	運営協議会費 466 運営協議会開催に係る経費
款	20保険給付費	52,652,000	53,619,210	
項	10療養諸費	45,293,000	46,179,000	
目	10療養給付費	44,808,000	45,685,000	1 若人分 18,292,000 2 前期高齢者分 26,516,000
目	30療養費	350,000	354,000	1 若人分 71,000 2 前期高齢者分 279,000
目	50審査支払手数料	135,000	140,000	レセプト審査事務委託 135,000
項	20高額療養費	7,142,000	7,201,000	
目	10高額療養費	7,135,000	7,195,000	1 若人分 3,223,000 2 前期高齢者分 3,912,000
目	30高額介護合算療養費	7,000	6,000	1 若人分 1,000 2 前期高齢者分 6,000
項	30出産育児諸費	200,000	220,210	
目	10出産育児一時金	200,000	220,210	出産育児一時金 200,000

〔歳出〕

(単位：千円)

款・項・目		本年度	前年度	説明
項	40葬祭諸費	17,000	18,000	
目	10葬祭費	17,000	18,000	葬祭費 17,000
項	50傷病手当諸費		1,000	
目	10傷病手当金		1,000	
款	22国民健康保険事業費納付金	18,582,980	20,408,101	
項	10医療給付費分	12,234,946	14,345,223	
目	10医療給付費分	12,234,946	14,345,223	医療給付費分 12,234,946 保険給付費に係る各医療保険者の納付金
項	20後期高齢者支援金等分	4,395,607	4,315,747	
目	10後期高齢者支援金等分	4,395,607	4,315,747	後期高齢者支援金等分 4,395,607 後期高齢者支援金等に係る各医療保険者の納付金
項	30介護納付金分	1,583,757	1,747,131	
目	10介護納付金分	1,583,757	1,747,131	介護納付金分 1,583,757 介護納付金に係る各医療保険者の納付金
項	40子ども・子育て支援納付金分	368,670		
目	10子ども・子育て支援納付金分	368,670		子ども・子育て支援納付金分 368,670 子ども・子育て支援納付金に係る各医療保険者の納付金

[歳出]

(単位：千円)

款・項・目		本年度	前年度	説明
款	50保健事業費	390,700	416,773	
項	10保健事業費	80,700	89,422	
目	10保健衛生普及費	62,900	68,588	医療費適正化経費 62,900 ①会計年度任用職員3人 11,583 ②レセプト共同電算委託料 9,673 ③適正服薬等推進業務委託料 9,994 ④重症化予防関連経費等 31,650
目	20疾病予防費	17,800	20,834	疾病予防費 17,800 あんま・鍼灸施術費負担金等
項	20特定健康診査等事業費	310,000	327,351	
目	10特定健康診査等事業費	310,000	327,351	特定健診・保健指導経費 310,000 ①会計年度任用職員1人 3,460 ②特定健康診査・保健指導委託料 252,924 ③健診データ管理等事務費 8,103 ④受診券・利用券等郵送料 16,026 ⑤みなし健診関連経費 4,769 ⑥受診勧奨業務委託料等 24,718 (債務負担行為 令和9年度～令和10年度 限度額32,720)
款	60諸支出金	60,500	60,500	
項	10償還金及び還付加算金	60,500	60,500	
目	10保険料還付金	60,000	60,000	保険料還付金 60,000 過年度の保険料過誤納還付金
目	70還付加算金	500	500	還付加算金 500

令和8年度 国民健康保険会計・当初予算  
〔歳出〕

令和8年第1回定例会  
(単位：千円)

款・項・目		本年度	前年度	説明
款	70予備費	50,000	50,000	
項	10予備費	50,000	50,000	
目	10予備費	50,000	50,000	予備費 50,000
歳出計		73,261,120	76,065,522	

〔歳入〕

(単位：千円)

款・項・目・節		本年度	前年度	説明
款	10介護保険料	15,123,715	14,327,120	
項	10介護保険料	15,123,715	14,327,120	
目	10第一号被保険者保険料	15,123,715	14,327,120	
節	10現年度分	14,852,920	14,044,384	1 特別徴収分 13,434,955 2 普通徴収分 1,417,965
節	20滞納繰越分	270,795	282,736	普通徴収分 270,795
款	20使用料及び手数料	1	1	
項	20手数料	1	1	
目	10総務手数料	1	1	
節	10証明書発行手数料	1	1	介護保険料納付証明書発行手数料 1
款	30国庫支出金	17,867,947	17,014,104	
項	10国庫負担金	12,690,165	12,093,506	
目	10介護給付費負担金	12,690,165	12,093,506	
節	10介護給付費負担金	12,690,165	12,093,506	介護給付費負担金現年度分 12,690,165
項	15国庫補助金	5,177,782	4,920,598	
目	10調整交付金	3,852,348	3,750,323	
節	10調整交付金	3,852,348	3,750,323	財政調整交付金 3,852,348

〔歳入〕

(単位：千円)

款・項・目・節		本年度	前年度	説明
目	35介護保険事業費補助金	156,205	25,890	
節	30介護保険関係システム改修事業費補助	148,420	17,600	介護保険関係システム改修事業費補助 148,420
節	40認定調査員等研修事業費補助	400	415	認定調査員等研修事業費補助 400
節	60介護サービス情報の公表制度支援事業費補助	1,985	1,875	情報公表制度支援事業費補助 1,985
節	70介護職員処遇改善加算等取組支援事業費補助	5,400	6,000	介護職員処遇改善加算等取組取得支援事業費補助 5,400
目	50地域支援事業費交付金	1,019,786	999,630	
節	15介護予防・日常生活支援総合事業費交付金	593,883	577,162	介護予防・日常生活支援総合事業費交付金 593,883
節	20包括的支援等事業費交付金	425,903	422,468	包括的支援等事業費交付金 425,903
目	55介護保険災害臨時特例補助金	5	12	
節	10介護保険災害臨時特例補助金	5	12	介護保険災害臨時特例補助金 5
目	60保険者機能強化推進交付金	44,080	43,972	
節	10保険者機能強化推進交付金	44,080	43,972	保険者機能強化推進交付金 44,080

[歳入]

(単位：千円)

款・項・目・節		本年度	前年度	説明
目	70保険者努力支援交付金	105,358	100,771	
節	10保険者努力支援交付金	105,358	100,771	保険者努力支援交付金 105,358
款	40県支出金	9,995,480	9,593,780	
項	10県負担金	9,497,064	9,102,375	
目	10介護給付費負担金	9,497,064	9,102,375	
節	10介護給付費負担金	9,497,064	9,102,375	介護給付費負担金現年度分 9,497,064
項	15県補助金	498,416	491,405	
目	20地域支援事業費交付金	498,416	491,405	
節	15介護予防・日常生活支援総合事業費交付金	285,465	280,171	介護予防・日常生活支援総合事業費交付金 285,465
節	20包括の支援等事業費交付金	212,951	211,234	包括の支援等事業費交付金 212,951
款	50支払基金交付金	19,049,072	18,214,056	
項	10支払基金交付金	19,049,072	18,214,056	
目	10介護給付費交付金	18,432,468	17,608,887	
節	10介護給付費交付金	18,432,468	17,608,887	介護給付費交付金 18,432,468
目	20地域支援事業支援交付金	616,604	605,169	
節	10地域支援事業支援交付金	616,604	605,169	地域支援事業支援交付金 616,604

〔歳入〕

(単位：千円)

款・項・目・節		本年度	前年度	説明
款	60財産収入	52,880	9,527	
項	10財産運用収入	52,880	9,527	
目	10基金運用収入	52,880	9,527	
節	20介護給付費準備基金	52,880	9,527	介護給付費準備基金の運用収入 52,880
款	70繰入金	11,650,106	11,217,353	
項	10一般会計繰入金	11,650,106	11,217,353	
目	10一般会計繰入金	11,650,106	11,217,353	
節	10一般会計繰入金	11,650,106	11,217,353	一般会計からの繰入金 11,650,106
款	75繰越金	1	1	
項	10繰越金	1	1	
目	10繰越金	1	1	
節	10前年度繰越金	1	1	前年度繰越金実質収支分 1
款	80諸収入	8	107,455	
項	10延滞金加算金及び過料	1	1	
目	10第一号被保険者延滞金	1	1	
節	10第一号被保険者延滞金	1	1	第一号被保険者延滞金 1

〔歳入〕

(単位：千円)

款・項・目・節		本年度	前年度	説明
項	30雑入	6	107,453	
目	10第三者納付金	1	1	
節	10第三者納付金	1	1	第三者納付金 1
目	20返納金	3	3	
節	10介護サービス等諸費返納金	1	1	介護サービス等諸費返納金 1
節	20支援サービス等諸費返納金	1	1	支援サービス等諸費返納金 1
節	30高額介護サービス等費返納金	1	1	高額介護サービス等費返納金 1
目	30雑入	2	107,449	
節	10雑入	2	107,449	1 雇用保険料 1 2 その他の収入 1
項	40受託事業収入	1	1	
目	10総務管理費受託事業収入	1	1	
節	10介護認定審査会等費受託事業収入	1	1	介護認定調査受託事業収入 1
歳入計		73,739,210	70,483,397	

[歳出]

(単位：千円)

款・項・目		本年度	前年度	説明
款	10総務費	1,971,596	1,863,060	
項	10総務管理費	1,971,596	1,863,060	
目	10一般管理費	1,290,222	1,227,250	1 一般管理費 549,300 ①職員給与等 537,840 ②需用費等 4,463 ③会計年度任用職員2人 6,997 2 介護保険制度研修経費 460 介護認定審査会合議体連絡会議等 3 事業計画管理評価事業 250 地域密着型サービス運営委員会開催経費 4 介護保険事務処理運用経費 66,000 各種帳票作成及び発送に係る郵送経費等 5 保険料収納関係経費 49,500 6 窓口相談員等事業 29,267 会計年度任用職員8人 7 介護保険制度運営のためのシステム運用・改修等 経費 475,000 (債務負担行為 令和8年度～令和9年度 限度額19,594) 8 指定サービス事業者管理経費 9,250 9 介護サービス情報の公表制度支援事業 3,970 10 介護人材確保・定着促進事業 13,832 11 介護認定情報共有システム運用経費 39,000 12 要介護認定審査業務効率化対策事業 19,600 13 熊本市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定 経費 1,873 14 介護職員処遇改善加算等の取得促進支援事業 5,400 15 介護認定事務センター経費 27,520 (債務負担行為 令和9年度～令和11年度 限度額259,024)

〔歳出〕

(単位：千円)

款・項・目		本年度	前年度	説明
目	20介護認定審査会等費	677,974	631,810	1 介護認定審査会費 116,180 ①介護認定審査会委員報酬等 79,880 ②各区役所福祉課分 36,300 2 認定調査経費 560,994 ①主治医意見書作成手数料 177,232 ②訪問調査委託経費 92,768 ③各区役所福祉課分 290,994 3 認定調査員等研修経費 800
目	30趣旨普及費	3,400	4,000	介護保険制度広報経費 3,400
款	20保険給付費	68,268,400	65,218,100	
項	10保険給付費	68,268,400	65,218,100	
目	10介護サービス等諸費	62,416,000	59,876,000	1 居宅介護サービス給付 30,259,000 2 施設介護サービス給付 15,096,000 3 居宅介護福祉用具購入 106,000 4 居宅介護住宅改修費 130,000 5 居宅介護サービス計画費 3,607,000 6 地域密着型介護サービス給付 13,218,000
目	25介護予防サービス等諸費	2,491,000	2,374,000	1 介護予防サービス給付 1,892,000 2 介護予防福祉用具購入 48,000 3 介護予防住宅改修費 98,000 4 介護予防サービス計画費 393,000 5 地域密着型介護予防サービス給付 60,000
目	30高額介護サービス等費	2,234,000	1,965,600	1 高額介護サービス費 1,961,000 2 高額介護予防サービス費 1,600 3 高額医療合算介護サービス費 270,000 4 高額医療合算介護予防サービス費 1,400
目	40審査支払手数料	100,000	90,000	審査支払手数料 100,000

〔歳出〕

(単位：千円)

款・項・目		本年度	前年度	説明
目	60特定入所者介護サービス等費	1,027,400	912,500	1 特定入所者介護サービス費 1,027,000 2 特定入所者介護予防サービス費 400
款	25地域支援事業費	3,389,964	3,338,690	
項	10地域支援事業費	3,389,964	3,338,690	
目	11介護予防生活支援サービス事業費	2,174,800	2,142,900	1 介護予防・生活支援サービス事業費 1,954,000 2 介護予防ケアマネジメント事業費 156,000 3 高額総合事業サービス費 4,200 4 高額医療合算総合事業サービス費 6,400 5 総合事業審査支払手数料 8,200 6 介護予防・生活支援サービス事業費 (地域支え合い型サービス) 28,000 7 介護予防・生活支援サービス事業費 (短期集中予防サービス) 18,000
目	15一般介護予防事業費	108,922	98,470	1 介護予防把握事業 19,035 2 介護予防普及啓発事業 14,475 3 地域リハビリテーション活動支援事業 12,600 4 地域介護予防活動支援事業 62,812
目	20包括的支援等事業費	1,106,242	1,097,320	1 地域包括ケアシステム推進経費 881,100 2 総合相談支援業務 1,900 3 高齢者権利擁護事業 1,030 4 認知症施策総合推進事業 29,570 5 生活援助型訪問サービス研修経費 1,035 6 在宅医療・介護連携推進事業 7,250 7 給付費適正化事業 39,597 (債務負担行為 令和9年度～令和11年度 限度額139,355) 8 家族介護継続支援事業 25,500 9 福祉用具・住宅改修支援事業 100 10 地域自立生活支援事業(高齢) 62,860 11 認知症高齢者等支援事業 2,000 12 成年後見人制度等利用支援事業 48,700 13 地域ケア会議推進経費 5,600

[歳出]

(単位：千円)

款・項・目		本年度	前年度	説明
款	40基金積立金	52,880	9,527	
項	10基金積立金	52,880	9,527	
目	10介護給付費準備基金積立金	52,880	9,527	介護給付費準備基金積立金 52,880
款	60諸支出金	26,370	24,020	
項	10償還金及び還付加算金	23,020	24,020	
目	10保険料還付金	23,000	24,000	第一号被保険者保険料還付金 23,000
目	30還付加算金	20	20	還付加算金 20
項	20繰出金	3,350		
目	10他会計繰出金	3,350		一般会計繰出金 3,350
款	70予備費	30,000	30,000	
項	10予備費	30,000	30,000	
目	10予備費	30,000	30,000	予備費 30,000
歳出計		73,739,210	70,483,397	

款・項・目・節		本年度	前年度	説明
<b>款</b>	<b>10後期高齢者医療保険料</b>	<b>11,491,895</b>	<b>10,114,775</b>	
<b>項</b>	<b>10後期高齢者医療保険料</b>	<b>11,491,895</b>	<b>10,114,775</b>	
<b>目</b>	<b>10特別徴収保険料</b>	<b>6,093,798</b>	<b>5,600,426</b>	
節	10現年度分	6,093,798	5,600,426	特別徴収保険料 6,093,798
<b>目</b>	<b>20普通徴収保険料</b>	<b>5,398,097</b>	<b>4,514,349</b>	
節	10現年度分	5,367,895	4,483,841	普通徴収保険料（現年度分） 5,367,895
節	20滞納繰越分	30,202	30,508	普通徴収保険料（滞納繰越分） 30,202
<b>款</b>	<b>20使用料及び手数料</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	
<b>項</b>	<b>10手数料</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	
<b>目</b>	<b>10証明手数料</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	
節	10納付証明手数料	1	1	納付証明手数料 1
<b>款</b>	<b>30繰入金</b>	<b>3,476,128</b>	<b>2,966,498</b>	
<b>項</b>	<b>10一般会計繰入金</b>	<b>3,476,128</b>	<b>2,966,498</b>	
<b>目</b>	<b>10一般会計繰入金</b>	<b>3,476,128</b>	<b>2,966,498</b>	
節	10一般会計繰入金	3,476,128	2,966,498	一般会計繰入金 3,476,128 事務費、基盤安定負担金等繰入金

令和8年度 後期高齢者医療会計・当初予算  
〔歳入〕

令和8年第1回定例会  
(単位：千円)

款・項・目・節		本年度	前年度	説明
款	50諸収入	16,200	273,179	
項	10延滞金加算金及び過料	100	100	
目	10延滞金	100	100	
節	10延滞金	100	100	延滞金 100
項	20償還金及び還付加算金	16,100	15,100	
目	10保険料還付金	16,100	15,100	
節	10保険料還付金	16,100	15,100	保険料還付金 16,100
項	40雑入		257,979	
目	50雑入		257,979	
節	10雑入		257,979	
歳入計		14,984,224	13,354,453	

款・項・目・節		本年度	前年度	説明
款	10総務費	266,600	429,730	
項	10総務管理費	221,000	407,985	
目	10一般管理費	221,000	407,985	一般管理経費 221,000 保険者証郵送料等事務費、システム運用保守経費等 (債務負担行為 令和8年度～令和9年度 限度額19,436)
項	20徴収費	45,600	21,745	
目	10徴収費	45,600	21,745	徴収費 45,600 納付状況確認書郵送料等事務費
款	20後期高齢者医療広域連合納付金	14,427,823	12,660,159	
項	10後期高齢者医療広域連合納付金	14,427,823	12,660,159	
目	10後期高齢者医療広域連合納付金	14,427,823	12,660,159	後期高齢者医療広域連合納付金 14,427,823 保険料、基盤安定負担金等納付金
款	30保健事業費	268,701	244,464	
項	10健康保持増進事業費	268,701	244,464	
目	10健康診査費	184,829	184,288	健康診査費 184,829 健診委託費、受診券郵送料等事務費
目	20その他健康保持増進費	83,872	60,176	保健事業と介護予防の一体的実施事業 83,872

令和8年度 後期高齢者医療会計・当初予算  
〔歳出〕

令和8年第1回定例会  
(単位：千円)

款・項・目・節		本年度	前年度	説明
款	40諸支出金	16,100	15,100	
項	10償還金及び還付加算金	16,100	15,100	
目	10保険料還付金	16,000	15,000	保険料還付金 16,000 過年度の保険料過誤納還付金
目	20還付加算金	100	100	還付加算金 100
款	50予備費	5,000	5,000	
項	10予備費	5,000	5,000	
目	10予備費	5,000	5,000	予備費 5,000
歳出計		14,984,224	13,354,453	

# こども局

こども局・令和8年度当初予算総括表

1 一般会計

〔歳出〕

(単位：千円)

款 項 目			款 ・ 項 ・ 目	本年度 A	前年度 B	比較 A-B	伸率
20			民生費	70,712,689	67,087,604	3,625,085	5.4%
20	10		社会福祉費	34,000	34,000	0	0.0%
20	10	24	障がい保健福祉費	34,000	34,000	0	0.0%
20	15		児童福祉費	70,678,689	67,053,604	3,625,085	5.4%
20	15	10	児童福祉総務費	6,240,186	6,304,037	▲ 63,851	▲ 1.0%
20	15	15	児童措置費	57,404,141	54,255,425	3,148,716	5.8%
20	15	20	児童福祉施設費	3,257,567	3,217,203	40,364	1.3%
20	15	25	乳児等医療特別給付費	3,216,531	2,865,391	351,140	12.3%
20	15	30	青少年育成費	560,264	411,548	148,716	36.1%
25			衛生費	1,575,896	1,488,028	87,868	5.9%
25	10		保健衛生費	127,318	85,790	41,528	48.4%
25	10	10	保健衛生総務費	127,318	85,790	41,528	48.4%
25	30		児童衛生費	1,448,578	1,402,238	46,340	3.3%
25	30	10	児童衛生費	1,448,578	1,402,238	46,340	3.3%
55			教育費	183,100	184,200	▲ 1,100	▲ 0.6%
55	30		幼稚園費	183,100	184,200	▲ 1,100	▲ 0.6%
55	30	10	幼稚園管理費	183,100	184,200	▲ 1,100	▲ 0.6%
所管予算合計 X				72,471,685	68,759,832	3,711,853	5.4%
一般会計合計 Y				437,840,000	419,300,000	18,540,000	4.4%
一般会計合計 X ÷ Y				16.6%	16.4%		

〔債務負担行為〕

(単位：千円)

事項	期間	限度額
こども文化会館キャッシュレス決済導入経費	令和8年度～令和13年度	525

## 2 特別会計

〔会計総額〕

(単位：千円)

会計名	本年度 A	前年度 B	比較 A-B	
			増減率	
母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計	190,000	230,000	▲ 40,000	▲ 17.4%
所管特別会計合計	190,000	230,000	▲ 40,000	▲ 17.4%

〔債務負担行為〕

(単位：千円)

事項	期間	限度額
母子父子寡婦福祉資金貸付事業 (令和8年度分)	令和9年度～令和13年度	50,000



# 一般会計

<歳出予算>

こども局

予算所属	款・項・目・事業名		区分			事業内容	前年度	本年度	左の財源内訳			
			新規	拡充	復興				国県	地方債	その他	一般財源
	款	20民生費					67,087,604	70,712,689	43,852,055	582,000	974,188	25,304,446
	項	10社会福祉費					34,000	34,000	17,000			17,000
	目	24障がい保健福祉費					34,000	34,000	17,000			17,000
こども家庭福祉課	1	発達障がい者支援センター運営事業経費				発達障がい者支援センターの運営等に要する経費	34,000	34,000	17,000			17,000
	項	15児童福祉費					67,053,604	70,678,689	43,835,055	582,000	974,188	25,287,446
	目	10児童福祉総務費					6,304,037	6,240,186	2,090,288	216,600	88,034	3,845,264
		人件費				一般職297人	1,948,792	2,143,374				2,143,374
こどもの権利サポートセンター	1	こどもの権利サポートセンター運営経費				こどもの権利サポートセンターの運営に要する経費	24,300	24,970	24,970			
こども政策課	1	こども・若者意見反映経費				こども施策の実現に向けたこども・若者・子育て当事者からの意見反映に要する経費	500	500				500
	2	こどもの性被害防止条例(仮称)策定経費	●			こどもの性被害防止に向けた基本理念や方針等を示した条例の策定に要する経費 ※こどもの性被害防止関連経費		3,000				3,000
	3	公立保育所等性被害防止関連経費	●			公立保育所等におけるこどもの性被害防止に向けた研修実施や巡回点検等に要する経費 ※こどもの性被害防止関連経費		1,500				1,500
	4	結婚支援事業		●		出会いの機会を提供するための拠点となるくまもと出会いサポートセンターの運営等に要する経費	33,000	45,000	23,279		10,206	11,515
	5	仕事と子育て両立支援環境整備事業				子育て支援優良企業の認定等による企業における雇用環境の整備に要する経費	3,900	3,900	2,600			1,300
	6	こどもの未来応援基金関係経費		●		こども食堂の運営支援等のこどもの未来応援基金を活用した取組に要する経費	12,400	16,900			16,900	

〔歳出〕

(単位：千円)

予算所属	款・項・目・事業名		区分			事業内容	前年度	本年度	左の財源内訳			
			新規	拡充	復興				国県	地方債	その他	一般財源
こども政策課 (つづき)	7	子育て支援情報提供事業				熊本市こども・子育て応援サイトの運営に要する経費	2,923	1,604	738			866
	8	新たなこども食堂支援事業				市内のこども食堂のネットワークづくり及び未開設地域における新規開設を促進するための啓発活動に要する経費	319	466	233		233	
	9	一般管理経費				こども政策課の運営等に要する経費	3,254	3,097				3,097
	10	職員・人材育成研修経費				こども局内等職員の研修開催及び受講に要する経費	581	498				498
	11	新入生交通安全対策事業	●			小学校に入学する新1年生への黄色い帽子の配布に要する経費		8,300			8,300	
こども支援課	1	子育て応援アプリ関連経費				親子(母子)健康手帳の内容や子育て支援の施設・イベント等に関する情報を提供するアプリの運用に要する経費	660	660	330			330
	2	こんにちは赤ちゃん事業				こんにちは赤ちゃん事業の実施に係る会計年度任用職員の雇用及び業務委託等に要する経費	30,500	30,600	20,400			10,200
	3	先天性代謝異常等検査事業				国が定める20疾患の新生児スクリーニング及び拡大スクリーニングの委託に要する経費	47,025	46,600	12,090			34,510
	4	妊婦支援給付金事業				妊婦への経済的支援の実施に要する経費 (旧：出産・子育て応援交付金事業)	597,468	567,544	566,658			886
	5	データ標準レイアウト改版に伴う保健福祉システム改修事業	●			母子保健事業の各種正本データを適切に副本登録するためのシステム改修経費		47,220				47,220
	6	地域で子育て応援事業	●			子育て応援アプリ「くまっと」の電子クーポン活用による、地域での子育て支援の促進と子育て世帯の経済的・精神的負担軽減に要する経費		47,000	7,000		40,000	

〔歳出〕

(単位：千円)

予算所属	款・項・目・事業名		区分			事業内容	前年度	本年度	左の財源内訳			
			新規	拡充	復興				国県	地方債	その他	一般財源
こども支援課 (つづき)	7	病児・病後児保育事業				病児・病後児の一時保育に係る業務委託に要する経費	110,400	125,900	80,818		2,771	42,311
	8	児童手当給付事務経費				児童手当の給付事務に要する経費	9,529	9,221				9,221
	9	児童手当・児童扶養手当事務経費				児童手当・児童扶養手当事務に係る会計年度任用職員の雇用等に要する経費	44,451	33,730				33,730
	10	審査事務集約経費				児童扶養手当等現況届の審査等に要する経費	7,700	1,700				1,700
	11	窓口DX推進経費				翻訳アプリを使用するためのタブレットに要する経費及び中央区保健こども課の受付システムに要する経費	593	517				517
	12	私立地域子育て支援センター経費				私立地域子育て支援センターの運営業務委託に要する経費	44,168	45,624	30,416			15,208
	13	街なか子育てひろば事業経費				熊本市現代美術館内に設置している街なか子育てひろば会計年度任用職員の雇用等に要する経費	7,352	7,810	5,206			2,604
	14	こどもの性被害防止対策事業	●			児童館における防犯カメラの設置に要する経費 ※こどもの性被害防止関連経費		7,000		6,300		700
	15	福祉系システム改修経費	●			福祉系システム改修経費（令和7年度の税制改正対応及びPMHシステムとの連携対応分）		100,084	5,000			95,084
16	一般管理経費				こども支援課の運営等に要する経費	751	736				736	
保育幼稚園課	1	家庭的保育事業				家庭的保育者等の養成研修の開催に要する経費	550	1,020	510			510

〔歳出〕

(単位：千円)

予算所属	款・項・目・事業名		区分			事業内容	前年度	本年度	左の財源内訳			
			新規	拡充	復興				国県	地方債	その他	一般財源
保育幼稚園課 (つづき)	2	児童福祉施設整備費助成				認可保育所等の改築等に対する助成に要する経費	1,085,400	461,300	307,533	153,700		67
	3	産休等代替職員経費助成				産休等代替職員の雇用に対する助成に要する経費	5,000	5,000				5,000
	4	私立保育所等延長保育促進経費				私立保育所等の延長保育の実施に対する助成に要する経費	160,000	199,000	132,666			66,334
	5	私立保育所等一時預かり事業助成				就労形態の多様化等に伴う一時的な預かりや緊急時の一時預かり事業の実施に対する助成に要する経費	12,000	11,000	7,332			3,668
	6	認可外保育施設助成事業				認可外保育施設が行う園児の安全対策や障がい児保育、乳児保育の実施に対する助成に要する経費	12,200	11,925	118			11,807
	7	認可外保育施設保育環境向上事業				地域型保育事業の実施や認可外保育施設指導員の雇用に要する経費	10,826	11,528	5,764			5,764
	8	私立保育所団体助成等				人材確保や研修開催等に対する助成に要する経費	6,072	6,072				6,072
	9	私立保育所文書配布等事務委託経費				通知物等の配布業務委託に要する経費	4,000	4,000				4,000
	10	幼稚園型一時預かり事業				認定こども園等の園児(1号認定)を対象とした一時預かり事業の実施に対する助成に要する経費	162,300	180,000	120,000			60,000
	11	保育所入退所関係事務経費				各区役所における会計年度任用職員の雇用等に要する経費	16,825	17,746				17,746
	12	利用者支援専任チーム関連経費				保育施設への入所斡旋等を行う利用者支援員の配置に要する経費	23,990	25,447	15,810			9,637

〔歳出〕

(単位：千円)

予算所属	款・項・目・事業名		区分			事業内容	前年度	本年度	左の財源内訳			
			新規	拡充	復興				国県	地方債	その他	一般財源
保育幼稚園課 (つづき)	13	子ども子育て支援関連事務経費				保育料のコンビニ納付に要する経費	15,648	4,223				4,223
	14	医療的ケア児保育支援事業				医療的ケアが必要な園児を受入れる保育所等の体制整備に要する経費	69,000	89,300	59,533			29,767
	15	保育人材確保支援事業				潜在保育士等の就職や資格取得に対する支援、キャリア教育を実施する養成施設に対する支援等に要する経費	5,324	5,920	2,400			3,520
	16	保育士等人材確保課題調査経費	●			保育人材定着に向けた課題調査の実施に要する経費		3,000				3,000
	17	認可外保育施設等AED設置支援事業	●			AED未設置の認可外保育施設等に対する設置の支援に要する経費		9,350			9,350	
	18	こどもの性被害防止関連経費	●			公立保育園における防犯カメラ設置等に要する経費 ※こどもの性被害防止関連経費		4,577		4,000		577
	19	待機児童支援助成事業				認可外保育施設利用者の経済的負担軽減に要する経費	920	700				700
	20	実費徴収に係る補足給付事業				生活保護世帯の実費徴収負担に対する助成に要する経費	2,000	2,000	1,332			668
	21	認可外保育施設等利用給付費				幼児教育無償化に伴う認可外保育施設利用者に対する給付に要する経費	314,000	297,000	222,750			74,250
	22	多子世帯副食費助成事業(保育園)				多子世帯が負担する副食費に対する助成に要する経費	100,000	105,900				105,900
23	「雑草の森」管理運営費助成				「雑草の森」の運営に対する助成に要する経費	7,700	7,700				7,700	

〔歳出〕

(単位：千円)

予算所属	款・項・目・事業名		区分			事業内容	前年度	本年度	左の財源内訳			
			新規	拡充	復興				国県	地方債	その他	一般財源
保育幼稚園課 (つづき)	24	私立保育所等障がい児保育助成				私立保育所等における障がい児保育に係る職員雇用に対する助成等に要する経費	404,400	412,300	12,014			400,286
	25	一般管理経費				保育幼稚園課の運営等に要する経費	8,520	7,152	90			7,062
こども家庭福祉課	1	こどもの権利擁護推進事業				社会的養護を受けているこどもの権利擁護に係る意見表明の支援等に要する経費	10,400	11,022	5,511			5,511
	2	妊娠相談支援体制強化事業				妊娠内密相談センターの運営等に要する経費	2,900	3,790	2,526			1,264
	3	子育て短期支援事業		●		社会的な理由等で一時的な養育が必要となったこどもを児童養護施設等で預かるために要する経費	34,400	38,700	25,716			12,984
	4	要保護児童対策事業管理経費				要保護児童等の支援に要する経費	46,873	52,157	41,640			10,517
	5	児童入所施設活動支援経費				児童養護施設等に入所する児童の活動支援に要する経費	97	97				97
	6	児童養護施設等の職員人材確保支援事業				人材確保のために実習を受けた学生を採用前に非常勤職員として雇用する児童養護施設等に対する助成に要する経費	500	450	225			225
	7	清水が丘学園施設整備費負担金				熊本県立清水が丘学園の施設整備に対する負担金	181,999	249,815				249,815
	8	児童家庭支援センター運営事業				地域の児童に関する専門的な知識や技術を要する相談に係る対応・助言指導等の業務委託に要する経費	26,767	33,300	16,650			16,650
	9	こどもの居場所支援事業		●		家庭や学校に居場所のないこどもに包括的な支援をするための居場所運営に要する経費	26,800	32,100	21,398			10,702

〔歳出〕

(単位：千円)

予算所属	款・項・目・事業名		区分			事業内容	前年度	本年度	左の財源内訳			
			新規	拡充	復興				国県	地方債	その他	一般財源
こども家庭福祉課 (つづき)	10	妊産婦等生活援助事業				特定妊婦等に対する相談・支援の業務委託に要する経費	22,895	22,895	11,447			11,448
	11	児童養護施設等体制強化事業				児童養護施設等における補助業務従事者の雇用に係る支援に要する経費	58,520	42,440	21,220			21,220
	12	児童養護施設等職員の資質向上のための研修事業				熊本県と共同で開催する児童養護施設等の職員を対象とした資質向上のための研修に要する経費	420	420				420
	13	子育て世帯訪問支援事業				家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭等に対する訪問支援員の支援に要する経費	1,072	1,317	878			439
	14	若者・ヤングケアラー支援センター運営経費				課題を抱える若者やヤングケアラーに対するアウトリーチ等による相談支援体制の強化に要する経費	24,500	24,500	2,658			21,842
	15	家庭児童相談システム更改事業	●			家庭児童相談システム更改、運用保守業務委託、端末調達等に要する経費		10,197				10,197
	16	令和8年度家庭児童相談システム改修事業	●			統計様式の変更に伴う家庭児童相談システム改修経費		4,163	2,081			2,082
	17	次世代育成支援対策施設整備事業				児童養護施設等の新設、修理、改造、拡張又は整備に係る費用の助成に要する経費		17,500	11,666	4,600		1,234
	18	母子父子自立支援員設置経費				ひとり親家庭等の自立促進業務に係る会計年度任用職員の雇用に要する経費	7,316	7,659				7,659
	19	ひとり親家庭等日常生活支援経費				ひとり親家庭等の日常生活支援に係る業務委託に要する経費	3,200	4,260	2,130			2,130
20	母子家庭自立支援給付金事業				高等職業訓練促進給付金の支給等に要する経費	100,000	95,000	71,250			23,750	

〔歳出〕

(単位：千円)

予算所属	款・項・目・事業名		区分			事業内容	前年度	本年度	左の財源内訳			
			新規	拡充	復興				国県	地方債	その他	一般財源
こども家庭福祉課 (つづき)	21	母子・父子自立支援プログラム策定員設置経費				ひとり親家庭の母又は父の自立・就労支援業務に係る会計年度任用職員の雇用等に要する経費	7,517	7,870	2,800			5,070
	22	養育費相談員設置経費				養育費に関する相談業務に係る会計年度任用職員の雇用等に要する経費	3,626	3,827	1,913			1,914
	23	母子家庭等就業・自立支援事業				母子家庭等就業自立支援センターの運營業務委託に要する経費	21,130	21,750	10,875			10,875
	24	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業(住宅支援資金)				自立支援プログラムに基づく求職活動等を行う者に対する住宅支援資金の貸付に要する経費	69,300	69,260	62,334			6,926
	25	養育費履行確保等支援事業				養育費に関する公正証書作成や保証契約に係る費用への助成に要する経費	1,210	1,770	885			885
	26	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業(訓練促進資金)				高等職業訓練促進給付金を活用するひとり親に対する養成機関の入学準備金や養成修了後の就職準備金の貸付に要する経費	19,780	19,800	17,820			1,980
	27	放課後学習教室開催経費				教員退職者等の協力による空き教室を活用した学習支援に要する経費	1,360	1,642	547			1,095
	28	一般管理経費				こども家庭福祉課の運営等に要する経費	2,570	2,668				2,668
	29	母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計繰出金	●			母子父子寡婦福祉資金貸付金事業(特別会計)の事務費に対する特別会計への繰出金		2,007				2,007
児童相談所	1	児童相談所管理運営経費				児童相談所の運営に係る事務経費等 ①虐待対応専門員等雇用経費 31,265 ②児童相談所の第三者評価業務委託に要する経費 990 ③親子再統合支援に要する経費 67 ④その他管理運営経費 11,997	45,430	44,319	18,367			25,952

〔歳出〕

(単位：千円)

予算所属	款・項・目・事業名		区分			事業内容	前年度	本年度	左の財源内訳			
			新規	拡充	復興				国県	地方債	その他	一般財源
児童相談所 (つづき)	2	児童虐待防止対策支援事業				児童虐待への体制を確保するための経費 ①心理判定員等雇用経費 12,073 ②弁護士委託経費 627 ③その他経費 812	13,336	13,512	6,756			6,756
	3	里親制度普及・委託推進事業				里親制度の普及啓発等に係る経費 ①里親対応専門員雇用経費 3,995 ②その他里親委託推進事業経費 1,005	4,748	5,000				5,000
	4	こどもセンター管理運営経費				こどもセンターの運営に係る事務経費等 ①清掃業務等委託料 26,548 ②一時保護所屋内運動場の天井改修工事業務委託 24,700 ③その他管理運営経費 10,612	37,170	61,860	12,350	11,100	274	38,136
	5	一時保護所管理運営経費				一時保護所の運営に係る事務経費等 ①夜間生活指導員等雇用経費 32,719 ②給食業務等委託料 10,807 ③その他管理運営経費 14,174	53,700	57,700	45,831			11,869
	6	里親養育包括支援事業				委託前の里親への生活費等や研修受講に対する支援に要する経費	3,978	2,888	1,444			1,444
	7	児童虐待防止医療ネットワーク事業(熊本県CPT形成支援事業)				県と合同で行う、「児童虐待防止医療ネットワーク事業(熊本県CPT形成支援事業)」の県に対する負担金	1,036	1,036				1,036
	8	児童相談システム更改事業	●			児童相談システム更改、運用保守業務委託、端末調達等に要する経費		16,819				16,819
	9	一時保護中児童通学支援事業	●			通学付添を行う会計年度任用職員の雇用及び公用車の賃貸借に要する経費		4,155	2,077			2,078
	10	令和8年度児童相談システム改修事業	●			統計様式の変更に伴う児童相談システム改修経費		3,406	1,703			1,703
	11	こどもセンター防犯カメラ設備改修事業	●			こどもセンターにおける防犯カメラの改修工事に要する経費 ※こどもの性被害防止関連経費		38,900		36,900		2,000

予算所属	款・項・目・事業名		区分			事業内容	前年度	本年度	左の財源内訳			
			新規	拡充	復興				国県	地方債	その他	一般財源
	目	15児童措置費					54,255,425	57,404,141	41,688,094		668,500	15,047,547
こども支援課	1	児童手当給付経費				児童手当の給付に要する経費	15,841,160	16,480,000	14,937,280			1,542,720
	2	児童扶養手当給付経費				児童扶養手当の給付に要する経費	3,970,000	3,900,000	1,300,000			2,600,000
	3	ひとり親家庭医療費助成				ひとり親家庭への医療費助成に要する経費	256,662	260,662				260,662
	4	育成医療経費				障がいのある児童への育成医療費支給に要する経費	25,828	22,814	17,025			5,789
保育幼稚園課	1	施設型給付費				就学前児童を対象とした教育・保育の認可事業に対する給付に要する経費	27,591,000	29,601,000	21,054,906		648,000	7,898,094
	2	地域型保育給付費				3歳未満の児童を対象とした少人数保育の認可事業に対する給付に要する経費	3,224,000	3,095,000	2,367,768			727,232
	3	こども誰でも通園制度関連経費			●	就労要件を問わず誰でも利用できる新たな通園支援に要する経費		98,340	86,047			12,293
こども家庭福祉課	1	助産・母子生活支援施設措置経費				助産施設及び母子生活支援施設への入所措置に要する経費	150,329	188,340	91,547		4,900	91,893
	2	家庭支援事業措置費			●	家庭支援事業において利用勧奨を実施しても支援に繋がらない家庭に対する措置に要する経費		200	100			100
児童相談所	1	児童自立支援施設事務委託事業				児童自立支援施設の事務委託に要する経費	69,000	81,000	7,640			73,360
	2	児童入所施設措置経費				児童養護施設等への入所措置に要する経費	2,588,000	3,028,000	1,506,831		11,500	1,509,669

予算所属	款・項・目・事業名		区分			事業内容	前年度	本年度	左の財源内訳			
			新規	拡充	復興				国県	地方債	その他	一般財源
児童相談所 (つづき)	3	障がい児童施設措置・給付経費				障がい児施設への入所措置や給付に要する経費	533,000	642,000	318,950		4,100	318,950
	4	障がい児施設利用負担助成事業				障がい児施設の利用負担に対する助成に要する経費	1,000	1,000				1,000
	5	社会的養護自立支援拠点事業				県と合同で行う、「施設退所児童等自立支援事業」の県に対する負担金	5,446	5,785				5,785
	目	20児童福祉施設費					3,217,203	3,257,567	44,433	179,600	209,496	2,824,038
人件費						一般職275人	1,692,904	1,830,198			101,029	1,729,169
こども支援課	1	総合子育て支援センター経費				総合子育て支援センターにおける会計年度任用職員の雇用等に要する経費	13,424	14,271	9,514			4,757
	2	公立地域子育て支援センター経費				公立地域子育て支援センターにおける会計年度任用職員の雇用等に要する経費	34,725	35,898	23,932			11,966
保育幼稚園課	1	公立保育所管理運営経費				公立保育所の運営に要する経費	978,660	1,007,000	500		91,699	914,801
	2	公立保育所延長保育促進経費				公立保育所における延長保育に要する経費	123,186	129,225			1,463	127,762
	3	公立保育所一時預かり事業				公立保育所における一時預かり事業に要する経費	15,084	16,270	6,808		2,701	6,761
	4	公立保育所整備（維持）経費				公立保育所の施設・設備の整備に要する経費	347,000	205,900		179,600	204	26,096
	5	公立保育所キャッシュレス化推進経費				公立保育園における延長保育料等のキャッシュレス決済システムの導入等に要する経費	2,170	2,200				2,200

〔歳出〕

(単位：千円)

予算所属	款・項・目・事業名		区分			事業内容	前年度	本年度	左の財源内訳			
			新規	拡充	復興				国県	地方債	その他	一般財源
保育幼稚園課 (つづき)	6	こども誰でも通園制度関連経費		●		就労要件を問わず誰でも利用できる新たな通園支援に要する経費		5,355	3,679		1,150	526
	7	公立児童発達支援事業				公立保育所(4箇所)における児童発達支援に要する経費	10,050	11,250			11,250	
	目	25乳児等医療特別給付費					2,865,391	3,216,531				3,216,531
こども支援課	1	こども医療費助成				こどもの通院及び入院に係る医療費助成に要する経費	2,760,591	3,136,631				3,136,631
	2	こども医療費助成事務委託事業				こども医療及びひとり親医療に係る併用レセプトを用いた審査支払機関への委託に要する経費	104,800	79,900				79,900
	目	30青少年育成費					411,548	560,264	12,240	185,800	8,158	354,066
こども支援課	1	ファミリー・サポート・センター経費				ファミリー・サポート・センター事業の業務委託に要する経費	18,360	18,375	12,240			6,135
	2	西原公園児童館管理運営経費				西原公園児童館の運営に係る児童厚生員の雇用等に要する経費	6,306	6,433				6,433
	3	児童館管理運営経費(経常)				児童館運営審議会の開催に要する経費	264	235				235
	4	民間児童館活動事業助成				民間児童館の活動に対する助成に要する経費	1,500	1,500				1,500
	5	こども文化会館施設管理経費				こども文化会館の指定管理料等	195,129	212,874			276	212,598
	6	勤労青少年ホーム一般管理経費				勤労青少年ホームの運営等に要する経費	3,579	3,559			737	2,822

予算所属	款・項・目・事業名		区分			事業内容	前年度	本年度	左の財源内訳			
			新規	拡充	復興				国県	地方債	その他	一般財源
こども支援課 (つづき)	7	勤労青少年ホーム事業経費				定期講座の開催等に要する経費	810	810				810
	8	こども文化会館施設整備経費				こども文化会館の施設・設備整備及びトイレ洋式化に要する経費	88,000	180,180		154,300	7,145	18,735
	9	西原公園児童館管理運営経費(政策)				トイレ洋式化に要する経費	4,000	35,100		31,500		3,600
	10	城南児童館施設管理経費				城南児童館の管理運営等に要する経費	22,198	25,261				25,261
	11	熊本市児童館管理運営経費(経常)				公立児童館(9箇所)の運営に係る児童厚生員の雇用等に要する経費	70,182	75,813				75,813
	12	こども文化会館キャッシュレス決済導入経費	●			こども文化会館へのキャッシュレス決済の導入に要する経費 (債務負担行為 令和8年度～13年度 限度額525)		124				124
	款	25衛生費					1,488,028	1,575,896	465,598		19,711	1,090,587
	項	10保健衛生費					85,790	127,318	96,242		2,163	28,913
	目	10保健衛生総務費					85,790	127,318	96,242		2,163	28,913
こども支援課	1	健康センター管理経費				健康センター平成分室、健康センター清水分室の管理に要する経費	13,597	11,826			2,163	9,663
	2	こども家庭センター管理運営経費				こども家庭センターの管理運営に要する経費	72,193	115,492	96,242			19,250

予算所属	款・項・目・事業名		区分			事業内容	前年度	本年度	左の財源内訳			
			新規	拡充	復興				国県	地方債	その他	一般財源
	項	30児童衛生費					1,402,238	1,448,578	369,356		17,548	1,061,674
	目	10児童衛生費					1,402,238	1,448,578	369,356		17,548	1,061,674
こども支援課	1	幼児健診経費				1歳6か月児及び3歳児健診に要する経費	72,598	78,008	3,021			74,987
	2	妊婦・乳児健康診査委託事業				疾病の早期発見や健康管理のための妊婦及び乳児に対する健康診査に要する経費	675,600	694,000	18,042			675,958
	3	団体助成				熊本県助産師会に対する助成に要する経費	90	90				90
	4	児童衛生費一般管理経費				母子保健に関する医療給付等に要する経費	3,351	3,154				3,154
	5	産後ケア事業		●		産後の心身の不調や育児に不安を抱える母子に対する心身のケアや育児のサポートに要する経費	66,300	80,000	59,820			20,180
	6	産婦健康診査事業				出産後間もない時期の産婦の健康診査に要する経費	27,200	27,200	13,600			13,600
	7	産前産後ホームヘルプサービス事業				妊娠中及び出産後の体調不良等や多胎出産で家事や育児を行うことが困難な家庭へのホームヘルパー派遣に要する経費	10,700	16,700	11,132			5,568
	8	新生児聴覚検査事業	●			聴覚障がいの早期発見につながる新生児の検査等に要する経費		26,000				26,000
	9	不妊治療費助成事業	●			不妊治療費における保険診療と併用して実施する先進医療費の一部助成に要する経費		18,500	13,875			4,625
	10	養育医療・療養援護経費				未熟児の入院医療費助成に要する経費	152,137	113,083	71,902		17,130	24,051

予算所属	款・項・目・事業名		区分			事業内容	前年度	本年度	左の財源内訳			
			新規	拡充	復興				国県	地方債	その他	一般財源
こども支援課 (つづき)	11	小児慢性特定疾病医療支援経費				小児慢性特定疾病治療費給付に要する経費	288,025	307,999	153,325			154,674
	12	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	●			慢性疾患を抱えるこどもや家族に対する相談体制の充実等に要する経費		1,653	826			827
こども家庭福祉課	1	養育支援訪問事業				養育支援が特に必要と認められる家庭に対する助産師等の訪問支援に要する経費	2,577	3,400	2,266			1,134
	2	こども発達支援センター運営経費		●		こどもの発達に関する相談や検査体制の整備等に要する経費	36,670	43,385	12,550		418	30,417
	3	地域療育関連経費				研修会・療育支援ネットワーク会議等の開催に要する経費	284	284				284
	4	子育てスマイルサポート事業				障がいの疑いのある児童等に対する相談対応を行う会計年度任用職員の雇用等に要する経費	11,127	11,680				11,680
	5	ペアレントトレーニング事業				障がいの疑いのある児童の保護者の支援を行う会計年度任用職員の雇用等に要する経費	22,311	23,442	8,997			14,445
	款	55教育費					184,200	183,100	136,847			46,253
	項	30幼稚園費					184,200	183,100	136,847			46,253
	目	10幼稚園管理費					184,200	183,100	136,847			46,253
保育幼稚園課	1	私学助成(幼稚園)				私立幼稚園の職員研修に対する助成に要する経費	1,800	1,800				1,800
	2	幼稚園預かり保育利用給付費				幼児教育無償化に伴う預かり保育利用者に対する給付に要する経費	100,000	113,000	84,750			28,250

〔歳出〕

(単位：千円)

予算所属	款・項・目・事業名		区分			事業内容	前年度	本年度	左の財源内訳			
			新規	拡充	復興				国県	地方債	その他	一般財源
保育幼稚園課 (つづき)	3	私立幼稚園等利用給付費				幼児教育無償化に伴う利用者の保育料等に対する給付に要する経費	79,000	65,000	51,025			13,975
	4	多子世帯副食費助成事業 (幼稚園)				多子世帯の副食費に対する助成に要する経費	1,900	1,800	1,072			728
	5	私立幼稚園等特別支援教育助成				特別支援教育に係る研修に対する助成に要する経費	1,500	1,500				1,500



# 特別会計

## こども局

令和8年度 母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計・当初予算  
〔歳入〕

令和8年第1回定例会  
(単位：千円)

款・項・目・節		本年度	前年度	説明
款	10繰入金	2,007	0	
項	10一般会計繰入金	2,007	0	
目	10一般会計繰入金	2,007	0	
節	10一般会計繰入金	2,007	0	一般会計からの繰入金 2,007
款	20繰越金	50,000	100,000	
項	10繰越金	50,000	100,000	
目	10繰越金	50,000	100,000	
節	10前年度繰越金	50,000	100,000	前年度からの繰越金 50,000
款	30諸収入	137,993	130,000	
項	10貸付金元利収入	127,623	129,999	
目	10母子父子寡婦福祉資金貸付金元利収入	127,623	129,999	
節	10母子父子寡婦福祉資金貸付金元利収入	127,623	129,999	貸付金の償還金 127,623
項	20雑入	10,370	1	
目	10雑入	10,370	1	
節	10雑入	10,370	1	雑入 10,370
歳入計		190,000	230,000	

令和8年度 母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計・当初予算  
〔歳出〕

令和8年第1回定例会  
(単位：千円)

款・項・目		本年度	前年度	説明
款	10母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	123,109	132,263	
項	10母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	123,109	132,263	
目	10母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	91,112	85,510	母子父子寡婦福祉資金貸付事業費 91,112 ①貸付金 78,735 ②委託料等 12,377 (債務負担行為 令和9年度～令和13年度 限度額 50,000)
目	20母子父子寡婦福祉資金貸付事業総務費	31,997	46,753	一般会計への繰出金 31,997
款	20公債費	66,891	97,737	
項	10公債費	66,891	97,737	
目	10元金	66,891	97,737	国への償還金 66,891
歳出計		190,000	230,000	



# 病院局



# 病院事業会計

## 病院局

## 令和8年度病院事業会計 業務の予定量

区 分			本年度当初	前年度当初	前年度比較	前年度	前々年度	備 考
項 目			A	B	A - B	決算見込	決算	
市 民 病 院	入 院	延べ患者数 (人)	130,406	129,007	1,399	130,406	129,266	
		診療単価 (円)	76,866	76,160	706	76,866	75,543	
		診療収益 (千円)	10,023,839	9,825,186	198,653	10,023,839	9,765,125	
病 院	外 来	延べ患者数 (人)	119,819	115,541	4,278	120,316	116,258	
		診療単価 (円)	23,723	24,762	▲ 1,039	23,679	23,486	
		診療収益 (千円)	2,842,436	2,860,996	▲ 18,560	2,848,976	2,730,383	
芳 野 診 療 所	外 来	延べ患者数 (人)	2,077	2,247	▲ 170	1,976	2,215	
		診療単価 (円)	11,454	11,987	▲ 533	11,032	11,660	
		診療収益 (千円)	23,789	26,935	▲ 3,146	21,800	25,828	
植 木 病 院	入 院	一般病棟延べ患者数 (人)	14,695	21,421	▲ 6,726	14,713	16,015	
		療養病棟延べ患者数 (人)	6,570	7,939	▲ 1,369	6,574	7,641	
		一般病棟診療単価 (円)	34,281	36,468	▲ 2,187	35,262	36,547	
		療養病棟診療単価 (円)	23,002	23,472	▲ 470	23,001	23,511	
		診療収益 (千円)	654,885	967,520	▲ 312,635	670,022	764,951	
病 院	外 来	延べ患者数 (人)	19,644	24,208	▲ 4,564	19,254	21,136	
		診療単価 (円)	11,942	11,134	808	11,791	10,937	
		診療収益 (千円)	234,595	269,525	▲ 34,930	227,022	231,163	

## 令和8年度当初予算 総括表

### (1) 収益の収支 (3条予算)

(単位：千円)

		本年度 A	前年度 B	前年度比較 A－B	伸び率 (%)
病院 事業 収益	市 民 病 院	15,396,839	15,179,417	217,422	1.4
	芳 野 診 療 所	56,617	55,652	965	1.7
	植 木 病 院	1,445,641	1,805,247	▲ 359,606	▲ 19.9
	計	16,899,097	17,040,316	▲ 141,219	▲ 0.8
病院 事業 費用	市 民 病 院	15,308,703	15,022,992	285,711	1.9
	芳 野 診 療 所	56,617	55,652	965	1.7
	植 木 病 院	1,882,172	2,069,183	▲ 187,011	▲ 9.0
	計	17,247,492	17,147,827	99,665	0.6
収 益 の 収 支	市 民 病 院	88,136	156,425	▲ 68,289	—
	芳 野 診 療 所	0	0	0	—
	植 木 病 院	▲ 436,531	▲ 263,936	▲ 172,595	—
	計	▲ 348,395	▲ 107,511	▲ 240,884	—

## (2) 資本的収支 (4条予算)

(単位：千円)

		本年度 A	前年度 B	前年度比較 A－B	伸び率 (%)
資本的 収入	市民病院	4,258,975	1,523,047	2,735,928	179.6
	植木病院	190,623	222,156	▲ 31,533	▲ 14.2
	計	4,449,598	1,745,203	2,704,395	155.0
資本的 支出	市民病院	5,575,280	2,980,696	2,594,584	87.0
	植木病院	313,363	332,591	▲ 19,228	▲ 5.8
	計	5,888,643	3,313,287	2,575,356	77.7
資本的 収支	市民病院	▲ 1,316,305	▲ 1,457,649	141,344	—
	植木病院	▲ 122,740	▲ 110,435	▲ 12,305	—
	計	▲ 1,439,045	▲ 1,568,084	129,039	—

資本的収支補てん財源の説明

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,439,045千円は、過年度分損益勘定留保資金1,439,045千円で補てんするものとする。

## 令和8年度当初予算 内訳表

### 1. 収益的収支

#### 市民病院

(単位：千円)

款 項 目	本年度 A	前年度 B	前年度比較 A－B	伸び率 (%)	備 考
1 病 院 事 業 収 益	15,396,839	15,179,417	217,422	1.4	
(1) 医 業 収 益	13,347,376	13,115,535	231,841	1.8	
① 入 院 収 益	10,023,839	9,825,186	198,653	2.0	
② 外 来 収 益	2,842,436	2,860,996	▲ 18,560	▲ 0.6	
③ そ の 他 医 業 収 益	187,482	159,331	28,151	17.7	個室料、予防接種等収益
④ 他 会 計 負 担 金	293,619	270,022	23,597	8.7	一般会計繰入金
(2) 医 業 外 収 益	1,951,897	1,897,958	53,939	2.8	
① 受 取 利 息 配 当 金	21,043	0	21,043	—	定期預金等利息
② 他 会 計 補 助 金	412,217	391,144	21,073	5.4	一般会計繰入金
③ 他 会 計 負 担 金	403,251	354,550	48,701	13.7	一般会計繰入金
④ 補 助 金	54,967	54,950	17	0.0	国県補助金
⑥ 長 期 前 受 金 戻 入	910,527	945,478	▲ 34,951	▲ 3.7	長期前受金収益化額
⑦ そ の 他 医 業 外 収 益	149,892	151,836	▲ 1,944	▲ 1.3	駐車場使用料等収入
(3) 特 別 利 益	97,566	165,924	▲ 68,358	▲ 41.2	
① 長 期 前 受 金 戻 入	97,566	165,924	▲ 68,358	▲ 41.2	長期前受金収益化額（過年度分）

市民病院

(単位：千円)

款 項 目	本年度 A	前年度 B	前年度比較 A - B	伸び率 (%)	備 考
1 病 院 事 業 費 用	15,308,703	15,022,992	285,711	1.9	
(1) 医 業 費 用	14,947,868	14,656,517	291,351	2.0	
① 給 与 費	8,055,150	7,704,188	350,962	4.6	
② 材 料 費	3,178,800	3,120,600	58,200	1.9	薬品、診療材料費等
③ 経 費	2,673,462	2,657,334	16,128	0.6	委託料、賃借料等
④ 減 価 償 却 費	1,007,849	1,138,719	▲ 130,870	▲ 11.5	
⑥ 研 究 研 修 費	32,607	35,676	▲ 3,069	▲ 8.6	旅費、図書費等
(2) 医 業 外 費 用	350,835	356,475	▲ 5,640	▲ 1.6	
① 支払利息及び企業債取扱諸費	97,291	110,201	▲ 12,910	▲ 11.7	企業債利息
③ 長期前払消費税勘定償却	83,044	80,212	2,832	3.5	固定資産の消費税分
④ 雑 損 失	158,500	153,562	4,938	3.2	薬品費の消費税分等
⑤ 消 費 税	12,000	12,500	▲ 500	▲ 4.0	
(3) 予 備 費	10,000	10,000	0	0.0	
① 予 備 費	10,000	10,000	0	0.0	
収 益 的 収 支	88,136	156,425	▲ 68,289	—	

芳野診療所

(単位：千円)

款 項 目	本年度 A	前年度 B	前年度比較 A - B	伸び率 (%)	備 考
1 病 院 事 業 収 益	56,617	55,652	965	1.7	
(1) 医 業 収 益	24,763	27,915	▲ 3,152	▲ 11.3	
② 外 来 収 益	23,789	26,935	▲ 3,146	▲ 11.7	
③ そ の 他 医 業 収 益	974	980	▲ 6	▲ 0.6	予防接種、文書料等収益
(2) 医 業 外 収 益	31,854	27,737	4,117	14.8	
③ 他 会 計 負 担 金	26,730	22,636	4,094	18.1	一般会計繰入金
④ 補 助 金	4,517	4,455	62	1.4	国県補助金
⑥ 長 期 前 受 金 戻 入	607	646	▲ 39	▲ 6.0	長期前受金収益化額
1 病 院 事 業 費 用	56,617	55,652	965	1.7	
(1) 医 業 費 用	55,987	54,948	1,039	1.9	
① 給 与 費	36,763	35,150	1,613	4.6	
② 材 料 費	7,300	8,240	▲ 940	▲ 11.4	薬品、診療材料費等
③ 経 費	9,416	9,064	352	3.9	委託料、賃借料等
④ 減 価 償 却 費	2,336	2,327	9	0.4	
⑥ 研 究 研 修 費	172	167	5	3.0	旅費、図書費等
(2) 医 業 外 費 用	630	704	▲ 74	▲ 10.5	
④ 雑 損 失	630	704	▲ 74	▲ 10.5	薬品費の消費税分
収 益 的 収 支	0	0	0	—	

植木病院

(単位：千円)

款 項 目	本年度 A	前年度 B	前年度比較 A－B	伸び率 (%)	備 考
1 病 院 事 業 収 益	1,445,641	1,805,247	▲ 359,606	▲ 19.9	
(1) 医 業 収 益	1,119,816	1,449,185	▲ 329,369	▲ 22.7	
① 入 院 収 益	654,885	967,520	▲ 312,635	▲ 32.3	
② 外 来 収 益	234,595	269,525	▲ 34,930	▲ 13.0	
③ そ の 他 医 業 収 益	101,901	82,311	19,590	23.8	個室料、予防接種等収益
④ 他 会 計 負 担 金	128,435	129,829	▲ 1,394	▲ 1.1	一般会計繰入金
(2) 医 業 外 収 益	316,460	288,677	27,783	9.6	
① 受 取 利 息 配 当 金	1	1	0	0.0	
② 他 会 計 補 助 金	81,014	68,275	12,739	18.7	一般会計繰入金
③ 他 会 計 負 担 金	172,093	151,839	20,254	13.3	一般会計繰入金
④ 補 助 金	3,679	5,664	▲ 1,985	▲ 35.0	国県補助金
⑤ 患 者 外 給 食 収 益	8	8	0	0.0	
⑥ 長 期 前 受 金 戻 入	57,281	60,438	▲ 3,157	▲ 5.2	長期前受金収益化額
⑦ そ の 他 医 業 外 収 益	2,384	2,452	▲ 68	▲ 2.8	その他収入
(3) 特 別 利 益	9,365	67,385	▲ 58,020	▲ 86.1	
① 長 期 前 受 金 戻 入	9,365	67,385	▲ 58,020	▲ 86.1	長期前受金収益化額（過年度分）

植木病院

(単位：千円)

款 項 目	本年度 A	前年度 B	前年度比較 A－B	伸び率 (%)	備 考
1 病 院 事 業 費 用	1,882,172	2,069,183	▲ 187,011	▲ 9.0	
(1) 医 業 費 用	1,849,855	2,034,981	▲ 185,126	▲ 9.1	
① 給 与 費	994,493	1,138,545	▲ 144,052	▲ 12.7	
② 材 料 費	106,408	147,772	▲ 41,364	▲ 28.0	薬品、診療材料費等
③ 経 費	630,613	628,131	2,482	0.4	委託料、賃借料等
④ 減 価 償 却 費	113,123	112,334	789	0.7	
⑤ 資 産 減 耗 費	2,041	3,192	▲ 1,151	▲ 36.1	器械備品除却
⑥ 研 究 研 修 費	3,177	5,007	▲ 1,830	▲ 36.5	旅費、図書費等
(2) 医 業 外 費 用	30,317	32,202	▲ 1,885	▲ 5.9	
① 支払利息及び企業債取扱諸費	16,750	18,709	▲ 1,959	▲ 10.5	企業債利息
② 患 者 外 給 食 材 料 費	8	8	0	0.0	
③ 長期前払消費税勘定償却	3,806	3,587	219	6.1	固定資産の消費税分
④ 雑 損 失	4,753	4,898	▲ 145	▲ 3.0	薬品費の消費税分等
⑤ 消 費 税	5,000	5,000	0	0.0	
(3) 予 備 費	2,000	2,000	0	0.0	
① 予 備 費	2,000	2,000	0	0.0	
収 益 的 収 支	▲ 436,531	▲ 263,936	▲ 172,595	—	

## 2. 資本的収支

### 市民病院

(単位：千円)

款項目	本年度 A	前年度 B	前年度比較 A - B	伸び率 (%)	備 考
1 資本的収入	4,258,975	1,523,047	2,735,928	179.6	
(1) 企業債	3,351,700	600,700	2,751,000	458.0	
① 企業債	3,351,700	600,700	2,751,000	458.0	医療機器整備事業等
(2) 出資金	88,739	40,756	47,983	117.7	
① 他会計出資金	88,739	40,756	47,983	117.7	一般会計繰入金
(3) 補助金	659,540	627,992	31,548	5.0	
① 国県補助金	38,554	31,975	6,579	20.6	
② その他補助金	24,600	0	24,600	—	
③ 他会計補助金	596,386	596,017	369	0.1	一般会計繰入金
(4) 負担金	158,996	253,599	▲ 94,603	▲ 37.3	
① 他会計負担金	158,996	253,599	▲ 94,603	▲ 37.3	一般会計繰入金
1 資本的支出	5,575,280	2,980,696	2,594,584	87.0	
(1) 建設改良費	3,421,079	639,368	2,781,711	435.1	
① 施設改良費	5,506	6,692	▲ 1,186	▲ 17.7	
② 器具備品費	630,973	632,676	▲ 1,703	▲ 0.3	医療機器等
③ 電算システム導入費	2,784,600	0	2,784,600	—	医療情報システム更新等
(2) 企業債償還金	1,654,201	2,341,328	▲ 687,127	▲ 29.3	
① 企業債償還金	1,654,201	2,341,328	▲ 687,127	▲ 29.3	
(3) 投資	500,000	0	500,000	—	
① 投資有価証券	500,000	0	500,000	—	債券購入
資本的収支	▲ 1,316,305	▲ 1,457,649	141,344	—	

植木病院

(単位：千円)

款項目	本年度 A	前年度 B	前年度比較 A - B	伸び率 (%)	備 考
1 資 本 的 収 入	190,623	222,156	▲ 31,533	▲ 14.2	
(1) 企 業 債	13,200	57,700	▲ 44,500	▲ 77.1	
① 企 業 債	13,200	57,700	▲ 44,500	▲ 77.1	医療機器整備事業等
(2) 出 資 金	567	567	0	0.0	
① 他 会 計 出 資 金	567	567	0	0.0	一般会計繰入金
(3) 補 助 金	0	429	▲ 429	▲ 100.0	
① 国 県 補 助 金	0	429	▲ 429	▲ 100.0	
(4) 負 担 金	176,856	163,460	13,396	8.2	
① 他 会 計 負 担 金	176,856	163,460	13,396	8.2	一般会計繰入金
1 資 本 的 支 出	313,363	332,591	▲ 19,228	▲ 5.8	
(1) 建 設 改 良 費	15,231	60,394	▲ 45,163	▲ 74.8	
① 施 設 改 良 費	0	14,000	▲ 14,000	▲ 100.0	
② 器 具 備 品 費	15,231	44,234	▲ 29,003	▲ 65.6	医療機器等
③ 電 算 シ ス テ ム 導 入 費	0	2,160	▲ 2,160	▲ 100.0	
(2) 企 業 債 償 還 金	298,132	272,197	25,935	9.5	
① 企 業 債 償 還 金	298,132	272,197	25,935	9.5	
資 本 的 収 支	▲ 122,740	▲ 110,435	▲ 12,305	—	

## 令和8年度当初予算 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
市民病院医療情報システムヘルプデスク業務委託	令和9年度～令和13年度	230,000
市民病院給食調理業務等委託	令和8年度～令和11年度	981,000
市民病院滅菌及び手術室支援業務委託	令和8年度～令和13年度	484,000
市民病院心臓カテーテル検査装置保守点検業務委託	令和9年度～令和10年度	38,134
市民病院X線透視撮影装置保守点検業務委託	令和9年度～令和11年度	16,764
市民病院手術映像システム保守点検業務委託	令和9年度～令和12年度	18,832
市民病院内視鏡手術支援ロボット保守点検業務委託	令和9年度～令和12年度	69,520
市民病院高精度放射線治療システム整備経費	令和8年度～令和9年度	605,000
植木病院物品管理業務委託	令和8年度～令和11年度	15,900

# 令和8年度当初予算 総括（グラフ）

（単位：千円）

## 1 収益的収支

【収入総額 : 16,899,097】

入院収益	外来収益	一般会計繰入金	その他収益	収益的収支差額※
10,678,724 (63.2%)	3,100,820 (18.3%)	1,517,359 (9.0%)	1,432,100 (8.5%)	348,395

国県等補助金 63,163 (0.4%)

特別利益 106,931 (0.6%)

【支出総額 : 17,247,492】

給与費	材料費	経費	減価償却費	予備費
9,086,406 (52.7%)	3,292,508 (19.1%)	3,313,491 (19.2%)	1,123,308 (6.5%)	12,000 (0.1%)

その他費用 419,779 (2.4%)

※純損益（税抜収支）は 361,668の赤字

## 2 資本的収支

【収入総額 : 4,449,598】

企業債	一般会計繰入金	資本的収支差額※
3,364,900 (75.6%)	1,021,544 (23.0%)	1,439,045

国県等補助金 63,154 (1.4%)

※補填財源

過年度分損益勘定留保資金 1,439,045

【支出総額 : 5,888,643】

建設改良費	企業債償還金	投資
3,436,310 (58.4%)	1,952,333 (33.1%)	500,000 (8.5%)

## 令和8年度（2026年度）定期予防接種における改正事項について

【感染症予防課】

### 1. RSウイルスワクチンの定期接種化について

- ・RSウイルスワクチン接種は、令和8年度から、人から人への感染の発生及びまん延の予防を目的とする、予防接種法のA類疾病定期接種として実施。
- ・乳幼児のRSウイルスを原因とする下気道疾患を予防するため、妊婦に接種することにより、母体から胎児に抗体が移行する母子免疫ワクチン接種として実施。

#### ■ RSウイルスワクチン定期接種（概要）

1. 実施期間：令和8年（2026年）4月1日～
2. 使用ワクチン：組換えRSウイルスワクチン
3. 接種料金（被接種者の自己負担額）：無料
4. 対象者：妊娠28週から36週の妊婦
5. 接種場所：熊本市内の指定医療機関及び申し出のあった市外医療機関

#### （参考）RSウイルス感染症について

- ・RSウイルスは飛沫・接触感染により伝播し、1歳までに50%以上が、2歳までにほぼ100%の乳幼児が少なくとも1度は感染し、何度も感染と発病を繰り返す。軽い風邪様の症状から重い肺炎まで様々であるが、特に、乳児期早期（生後数週間～数か月間）においては、肺炎等の下気道感染症に至る場合がある。

### 2. 高用量インフルエンザワクチンの導入について

- ・予防接種法のB類疾病に位置付けられているインフルエンザについて、現在の標準量インフルエンザワクチンに加え、優れた発症予防効果・入院予防効果が確認されている高用量インフルエンザワクチンが75歳以上の方を対象として定期接種で導入。
- ・接種対象者は従前の標準量インフルエンザワクチン又は高用量インフルエンザワクチンのいずれかを選択して接種可能。

#### ■ 高用量インフルエンザワクチン（概要）

1. 実施期間：令和8年（2026年）10月1日～
2. 接種料金（被接種者の自己負担額）：5,500円（※標準量（現行）1,500円）  
※ 市民税非課税世帯の方、生活保護世帯等の方は、自己負担免除（無料）。
3. 対象者：接種日現在で75歳以上の方

### 3. 高齢者用肺炎球菌ワクチンの変更について

- ・予防接種法のB類疾病に位置付けられている高齢者肺炎球菌感染症定期接種で使用するワクチンについて、現在使用されている、「23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン」から、より高い有効性が期待できる、「沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン」に変更。

#### ■ 沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン（概要）

1. 実施期間：令和8年（2026年）4月1日～
2. 接種料金（被接種者の自己負担額）：7,920円（※現行4,600円）  
※ 市民税非課税世帯の方、生活保護世帯等の方は、自己負担免除（無料）。
3. 対象者：接種日現在で65歳の方等

# こどもの性被害防止に向けた取組



(予算額)54,977千円  
(所管課)こども政策課 ほか

○児童福祉施設等における性被害の未然防止や早期発見等に要する経費

## 現状・課題

- 教職員等による児童・生徒への性加害行為が全国的に多発し、本市においても、こどもにわいせつ行為を行った教職員が懲戒免職処分となる重大事案が発生している。
- また、学校外の塾講師や習い事の指導者、ボランティア等による性加害事案が報道されており、こどもが日常的に接する場での安全が求められている。
- 令和8年末の「こども性暴力防止法」施行に伴い、本市においてもこどもの性被害防止に向けた取組の強化が急務である。

## 事業概要

○事業費:54,977千円

○事業内容

(1)こどもの性被害防止条例(仮称)の制定【3,000千円】

≪積算内訳≫

・審議会関係経費:1,557千円 ・こども等からの意見聴取、広報経費:1,443千円

(2)こどもの性被害防止対策の推進【51,977千円】

庁内PTを立ち上げ、既存事業を含め、こどもの性被害防止に向けた①未然防止(抑止力の強化)、②早期発見、③被害者支援の取組を「こどもの性被害防止対策 パッケージ」として打ち出し、強力に推進する。

≪積算内訳≫

・公立保育所等職員向け研修実施及び活動ルール制定:743千円

・公立保育所等の巡回点検:780千円

・こどもセンター・公設児童館等への防犯カメラの設置:50,454千円

## イメージ図

		令和8年		令和9年	
		4~11月	12月	1~6月	7月~
国の動き	こども性暴力防止法			12月25日施行	
熊本市の動き	【第一弾】 こどもの性被害防止 対策の推進	こどもの性被害防止対策パッケージの実施			
	【第二弾】 こどもの性被害防止 条例(仮称)の制定	条例制定作業			施行予定

【条例案件】

議番号	件名、提出理由及び主な内容等
第36号	<p>件名：熊本市附属機関設置条例の一部改正について</p> <p>&lt;改正理由&gt;</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき附属機関を設置する等のため、所要の改正を行うもの</p> <p>&lt;改正内容&gt;</p> <p>1 附属機関の設置</p> <p>市長の附属機関</p> <p>(1) 熊本市障がい者サポート企業・団体表彰選考委員会</p> <p>(2) 熊本市こどもの性被害防止条例（仮称）検討委員会</p> <p>(3) 熊本市スタートアップ製品等認定審査会</p> <p>2 附属機関の廃止</p> <p>教育委員会の附属機関</p> <p>(1) 天明地区閉校後施設利活用候補者選定委員会</p> <p>&lt;施行日&gt;</p> <p>令和8年（2026年）4月1日</p>

熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）新旧対照表

改正後（案）			現行		
<p>第1条（略） （設置）</p> <p>第2条 別表に定めるところにより、執行機関及び公営企業管理者の附属機関を置く。</p> <p>2（略）</p> <p>第3条（略） 附則（略）</p> <p>別紙</p> <p>1 市長の附属機関</p>			<p>第1条（略） （設置）</p> <p>第2条 別表に定めるところにより、執行機関及び公営企業管理者の附属機関を置く。</p> <p>2（略）</p> <p>第3条（略） 附則（略）</p> <p>別紙</p> <p>1 市長の附属機関</p>		
	附属機関名	設置目的		附属機関名	設置目的
1～89	(略)	(略)	1～89	(略)	(略)
	<b>【削る】</b>	<b>【削る】</b>	<b>90</b>	<b>熊本市困難女性支援基本計画(仮称)策定委員会</b>	<b>熊本市困難女性支援基本計画(仮称)を策定するため、必要な事項を審議する。</b>
<b>90</b>	庁舎周辺まちづくりプラン(仮称)等検討委員会	現庁舎跡地の利活用、新庁舎と周辺の連携その他の(仮称)庁舎周辺まちづくりプランの策定及び新庁舎の整備に関し、必要な事項を審議する。	<b>91</b>	庁舎周辺まちづくりプラン(仮称)等検討委員会	現庁舎跡地の利活用、新庁舎と周辺の連携その他の(仮称)庁舎周辺まちづくりプランの策定及び新庁舎の整備に関し、必要な事項を審議する。
<b>91</b>	熊本市文化芸術推進会議	熊本市文化芸術推進基本計画の評価、進行管理及び中間見直し並びに次期計画の策定について、必要な事項を審議する。	<b>92</b>	熊本市文化芸術推進会議	熊本市文化芸術推進基本計画の評価、進行管理及び中間見直し並びに次期計画の策定について、必要な事項を審議する。
<b>92</b>	熊本市人権尊重のまちづくり条例(仮称)検討委員会	熊本市人権尊重のまちづくり条例(仮称)を策定するため、必要な事項を審議する。	<b>93</b>	熊本市人権尊重のまちづくり条例(仮称)検討委員会	熊本市人権尊重のまちづくり条例(仮称)を策定するため、必要な事項を審議する。

93	熊本市地下水保全条例見直し委員会	熊本市地下水保全条例（平成19年条例第90号）の見直しについて、必要な事項を協議する。	94	熊本市地下水保全条例見直し委員会	熊本市地下水保全条例（平成19年条例第90号）の見直しについて、必要な事項を協議する。
94	熊本市有機フッ素化合物対策検討委員会	地下水及び公共用水域における有機フッ素化合物に係る調査及び対策に必要な技術的事項を審議する。	95	熊本市有機フッ素化合物対策検討委員会	地下水及び公共用水域における有機フッ素化合物に係る調査及び対策に必要な技術的事項を審議する。
95	熊本市障がい者サポート企業・団体表彰選考委員会	熊本市障がい者サポート企業・団体の表彰を行うため、被表彰者の選考について審議する。	【新設】		
96	熊本市こどもの性被害防止条例（仮称）検討委員会	熊本市こどもの性被害防止条例（仮称）を策定するため、必要な事項を審議する。	【新設】		
97	熊本市スタートアップ製品等認定審査会	熊本市スタートアップ製品等認定制度における製品等の認定について、必要な事項を審査する。	【新設】		
2～4 【略】 5 教育委員会の附属機関			2～4 【略】 5 教育委員会の附属機関		
	附属機関名	設置目的		附属機関名	設置目的
1～14	【略】	【略】	1～14	【略】	【略】
15	天明地区閉校後施設利活用候補者選定委員会	天明地区閉校後施設の一部を利活用する候補者の選定について、必要な事項を審議する。	【新設】		

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

【条例案件】

議番号	件名、提出理由及び主な内容等
第47号	<p>件名：熊本市手数料条例及び熊本市保健衛生事務に関する手数料条例の一部改正について</p> <p>&lt;改正理由&gt; 輸出食品衛生証明書の交付に係る手数料等の改定をする等のため、所要の改正を行うもの</p> <p>&lt;改正内容&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 熊本市手数料条例（昭和25年告示第20号）の一部改正 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 2(2)に伴い、輸出食品衛生証明書の交付に係る手数料（600円）を削除</li> <li>(2) 引用条項の整備</li> </ol> </li> <li>2 熊本市保健衛生事務に関する手数料条例（平成12年条例第28号）の一部改正 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）関係の手数料の改定 <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 化製場設置許可申請 25,700円 → 26,000円</li> <li>イ 死亡獣畜取扱場設置許可申請 15,300円 → 15,500円</li> </ol> </li> <li>(2) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）関係の手数料の新設 <p>輸出証明書発行申請 900円</p> </li> <li>(3) 医療法（昭和23年法律第205号）関係の手数料の改定 <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 診療所開設許可申請 18,000円 → 19,000円</li> <li>イ 診療所使用許可申請 22,000円 → 23,000円 など</li> <li>ウ 助産所開設許可申請 11,000円 → 11,800円</li> <li>エ 助産所使用許可申請 16,000円 → 17,200円 など</li> </ol> </li> <li>(4) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）関係の手数料の改定 <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 医薬品販売業許可申請 29,000円 → 29,200円</li> <li>イ 医薬品販売業許可更新申請 11,000円 → 11,300円</li> <li>ウ 医薬品販売業許可証書換交付 2,000円 → 2,100円</li> </ol> </li> <li>(5) 死体解剖保存法（昭和24年法律第204号）関係の手数料の改定 <p>死体保存許可申請 3,400円 → 3,700円</p> </li> </ol> </li> </ol>

(6) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）関係の手数料の改定

ア 特定動物飼養等許可申請及び特定動物飼養等変更許可申請

同時に数件の申請が行われる場合（当該数件の申請に係る特定飼養施設が同一の所在地にある場合に限る。）における2件目以降の申請

15,500円 → 11,000円

イ 猫の引取り 1,000円 → 2,000円 など

<施行日>

令和8年（2026年）4月1日等

改正後（案）	現行
<p>第2条 手数料を徴収する事項及びその額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(47) 【略】</p> <p><u>【削る】</u></p> <p><u>(48)～(52)</u> 【略】</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、同項第1号、第5号、第10号、第17号、第18号の2又は第19号に規定する事項に係る証明書等の交付を行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）<u>第12条の2第4項第3号ロ</u>に規定する移動端末設備を利用して証明書等自動交付機（市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された市又は民間事業者が設置する端末装置であって、証明書等の交付を受けようとする者が当該端末装置を用いて必要な操作を行うことにより自動的に証明書等を交付する機能を有するものをいう。）を介して行う場合における手数料は、これらの号に掲げる1単位につき200円とする。</p>	<p>第2条 手数料を徴収する事項及びその額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(47) 【略】</p> <p><u>(48) 輸出食品衛生証明書の交付 1件につき 600円</u></p> <p><u>(49)～(53)</u> 【略】</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、同項第1号、第5号、第10号、第17号、第18号の2又は第19号に規定する事項に係る証明書等の交付を行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）<u>第12条の2第4項第2号ロ</u>に規定する移動端末設備を利用して証明書等自動交付機（市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された市又は民間事業者が設置する端末装置であって、証明書等の交付を受けようとする者が当該端末装置を用いて必要な操作を行うことにより自動的に証明書等を交付する機能を有するものをいう。）を介して行う場合における手数料は、これらの号に掲げる1単位につき200円とする。</p>

熊本市保健衛生事務に関する手数料条例（平成12年条例第28号）新旧対照表【第2条関係】

改正後（案）			現行		
（徴収すべき事項及び金額） 第2条 手数料を徴収する事項及びその額は、別表に定めるところによる。 別表（第2条関係）			（徴収すべき事項及び金額） 第2条 手数料を徴収する事項及びその額は、別表に定めるところによる。 別表（第2条関係）		
区分	手数料を徴収する事項	手数料の額	区分	手数料を徴収する事項	手数料の額
温泉法（昭和23年法律第125号）関係～公衆浴場法（昭和23年法律第139号）関係	【略】		温泉法（昭和23年法律第125号）関係～公衆浴場法（昭和23年法律第139号）関係	【略】	
化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）関係	化製場設置許可申請	1件につき <b>26,000円</b>	化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）関係	化製場設置許可申請	1件につき <b>25,700円</b>
	死亡獣畜取扱場設置許可申請	1件につき <b>15,500円</b>		死亡獣畜取扱場設置許可申請	1件につき <b>15,300円</b>
	【略】			【略】	
理容師法（昭和22年法律第234号）及び美容師法（昭和32年法律第163号）関係～食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）関係	【略】		理容師法（昭和22年法律第234号）及び美容師法（昭和32年法律第163号）関係～食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）関係	【略】	
<b>農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）関係</b>	<b>輸出証明書発行申請</b>	<b>1件につき 900円</b>	<b>【新設】</b>		
医療法（昭和23年法律第205号）関係	【略】		医療法（昭和23年法律第205号）関係	【略】	
	診療所開設許可申請	1件につき <b>19,000円</b>		診療所開設許可申請	1件につき <b>18,000円</b>
	診療所使用許可申請	1件につき <b>23,000円</b> （現地調査を要しないものにあつては、 <b>11,500円</b> ）		診療所使用許可申請	1件につき <b>22,000円</b> （現地調査を要しないものにあつては、 <b>11,000円</b> ）
	助産所開設許可申請	1件につき <b>11,800円</b>		助産所開設許可申請	1件につき <b>11,000円</b>
	助産所使用許可申請	1件につき <b>17,200円</b> （現地調査を要しないものにあつては、 <b>8,600円</b> ）		助産所使用許可申請	1件につき <b>16,000円</b> （現地調査を要しないものにあつては、 <b>8,000円</b> ）
臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）関係	【略】		臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）関係	【略】	
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）関係	【略】		医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）関係	【略】	
	医薬品販売業許可申請	1件につき <b>29,200円</b>		医薬品販売業許可申請	1件につき <b>29,000円</b>
	医薬品販売業許可更新申請	1件につき <b>11,300円</b>		医薬品販売業許可更新申請	1件につき <b>11,000円</b>
	医薬品販売業許可証書換交付	1件につき <b>2,100円</b>		医薬品販売業許可証書換交付	1件につき <b>2,000円</b>
【略】			【略】		
毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）関係	【略】		毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）関係	【略】	
死体解剖保存法（昭和24年法律第204号）関係	死体保存許可申請	1件につき <b>3,700円</b>	死体解剖保存法（昭和24年法律第204号）関係	死体保存許可申請	1件につき <b>3,400円</b>

母体保護法（昭和23年法律第156号）関係 ～狂犬病予防法（昭和25年法律第247号） 関係	【略】	母体保護法（昭和23年法律第156号）関係 ～狂犬病予防法（昭和25年法律第247号） 関係	【略】	
動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48 年法律第105号）関係	特定動物飼養等許可申請	1件につき 15,500円 <u>（同時に数件 の申請が行われる場合（当該数件 の申請に係る特定飼養施設が同一 の所在地にある場合に限る。）に おける2件目以降の申請にあって は、1件につき 11,000円）</u>	特定動物飼養等許可申請	1件につき 15,500円 _____ _____ _____ _____
	特定動物飼養等変更許可申請	1件につき 15,500円 <u>（同時に数件 の申請が行われる場合（当該数件 の申請に係る特定飼養施設が同一 の所在地にある場合に限る。）に おける2件目以降の申請にあって は、1件につき 11,000円）</u>	特定動物飼養等変更許可申請	1件につき 15,500円 _____ _____ _____ _____
	犬又は猫の引取り（動物の愛護及び 管理に関する法律第35条第3項に規定 する場合を除く。）	犬1頭につき 2,000円（生後91日 未満のものにあっては、400円）	犬又は猫の引取り（動物の愛護及 び管理に関する法律第35条第3項に 規定する場合を除く。）	犬1頭につき 2,000円（生後91日 未満のものにあっては、400円）
		猫1頭につき <u>2,000円</u> （生後91日 未満のものにあっては、 <u>400円</u> ）		猫1頭につき <u>1,000円</u> （生後91日 未満のものにあっては、 <u>200円</u> ）
【略】	【略】	【略】	【略】	
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に 関する法律（平成14年法律第88号）関係	【略】	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に 関する法律（平成14年法律第88号）関係	【略】	

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第1条中熊本市手数料条例第2条第2項の改正規定は、この条例の公布の日又は電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

【条例案件】

議番号	件名、提出理由及び主な内容等				
第48号	<p>件名：熊本市乳児等通園支援事業所条例の制定について</p> <p>&lt;改正理由&gt;          児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業を実施するための乳児等通園支援事業所を本市に設置するため、この条例を制定する必要がある。</p> <p>&lt;改正内容&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 設置</li> <li>2 名称及び位置           <table border="1" data-bbox="453 981 1430 1126"> <thead> <tr> <th data-bbox="453 981 967 1025">名称</th> <th data-bbox="967 981 1430 1025">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="453 1025 967 1126">熊本市豊田保育園乳児等通園支援事業所</td> <td data-bbox="967 1025 1430 1126">熊本市北区植木町豊田565番地</td> </tr> </tbody> </table> </li> <li>3 事業</li> <li>4 使用者            子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子ども及びその保護者等</li> <li>5 使用の制限</li> <li>6 使用料            乳児等支援給付認定子ども1人につき30分までごとに150円</li> <li>7 損害賠償の義務</li> <li>8 委任</li> </ol> <p>&lt;施行日&gt;            令和8年4月1日</p>	名称	位置	熊本市豊田保育園乳児等通園支援事業所	熊本市北区植木町豊田565番地
名称	位置				
熊本市豊田保育園乳児等通園支援事業所	熊本市北区植木町豊田565番地				

【条例案件】

議番号	件名、提出理由及び主な内容等
議第171号	<p>件名：熊本市国民健康保険条例の一部改正について</p>
	<p>&lt;改正理由&gt; 国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和8年政令第2号）の施行に伴い、本市の国民健康保険料の賦課に関する基準に係る規定を整備する等のため、所要の改正を行うもの</p> <p>&lt;改正内容&gt;</p> <p>1 国民健康保険料の賦課割合</p> <p>(1) 基礎賦課額の保険料率に係る割合の変更</p> <p>所得割 100分の44.54 → 100分の45.38 均等割 100分の37.64 → 100分の38.25 平等割 100分の17.82 → 100分の16.37</p> <p>(2) 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率に係る割合の変更</p> <p>所得割 100分の44.07 → 100分の45.57 均等割 100分の38.62 → 100分の38.09 平等割 100分の17.31 → 100分の16.34</p> <p>(3) 介護納付金賦課額の保険料率に係る割合の変更</p> <p>所得割 100分の45.58 → 100分の47.71 均等割 100分の54.42 → 100分の52.29</p> <p>2 国民健康保険料賦課限度額の引き上げ</p> <p>基礎賦課額 66万円 → 67万円</p> <p>3 国民健康保険料の軽減対象となる世帯を判定するための所得の算定における被保険者等の数に乗すべき金額の引き上げ</p> <p>5割軽減「30万5千円」 → 「31万円」 2割軽減 「56万円」 → 「57万円」</p> <p>4 子ども・子育て支援納付金の新設</p> <p>(1) 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率に係る賦課割合の設定</p> <p>所得割 100分の45.37 均等割 100分の54.63</p>

	<p>18歳以上均等割 18歳未満被保険者に係る均等割額を18歳以上被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額</p> <p>(2) 子ども・子育て支援納付金賦課限度額の設定 賦課限度額 3万円</p> <p>5 傷病手当金関係規定の削除 新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴うもの</p> <p>&lt;施行日&gt; 令和8年4月1日</p>
--	---

改正後（案）	現行
<p><u>（保険料の賦課額）</u></p> <p><u>第12条の2 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。</u></p> <p><u>（1）世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）</u></p> <p><u>（2）世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）</u></p> <p><u>（3）世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）</u></p> <p><u>（4）世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）</u></p> <p>（基礎賦課総額）</p> <p>第12条の3 保険料の賦課額のうち基礎賦課額（第20条、第20条の3及び第20条の4の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合においては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>（1）当該年度における次に掲げる額の合算額</p>	<p><u>（保険料の賦課額）</u></p> <p><u>第12条の2 保険料の賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等賦課額（同項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）並びに介護納付金賦課被保険者（同項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）の合算額とする。</u></p> <p>（基礎賦課総額）</p> <p>第12条の3 保険料の賦課額のうち基礎賦課額（第20条、第20条の3及び第20条の4の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合においては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>（1）当該年度における次に掲げる額の合算額</p>



金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額

ウ～エ 【略】

（基礎賦課額の保険料率）

第15条 保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 基礎賦課総額の 100分の45.38 に相当する額を基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第32条の9に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 基礎賦課総額の 100分の38.25 に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 基礎賦課総額の 100分の16.37 に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。）の数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経

金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額

ウ～エ 【略】

（基礎賦課額の保険料率）

第15条 保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 基礎賦課総額の 100分の44.54 に相当する額を基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第32条の9に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 基礎賦課総額の 100分の37.64 に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 基礎賦課総額の 100分の17.82 に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。）の数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経

過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。）の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ～ウ 【略】

2～3 【略】

（基礎賦課限度額）

第15条の5 第13条の基礎賦課額は、6.7万円を超えることができない。

（後期高齢者支援金等賦課総額）

第15条の5の2 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額（第20条、第20条の3及び第20条の4の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（熊本県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分に限る。次号において同じ。）の額

(2) 【略】

（後期高齢者支援金等賦課額の保険料率）

第15条の5の5 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の45.57に相当する額を被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則第32条の9の2に規定する方法により補正された後の

過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。）の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ～ウ 【略】

2～3 【略】

（基礎賦課限度額）

第15条の5 第13条の基礎賦課額は、6.6万円を超えることができない。

（後期高齢者支援金等賦課総額）

第15条の5の2 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額（第20条、第20条の3及び第20条の4の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（熊本県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分に限る。次号において同じ。）\_\_\_\_\_

(2) 【略】

（後期高齢者支援金等賦課額の保険料率）

第15条の5の5 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の44.07に相当する額を被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則第32条の9の2に規定する方法により補正された後の

金額とする。)の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の38.09に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の16.34に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額  
イ～ウ 【略】

2～3 【略】

(介護納付金賦課総額)

第15条の6 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第20条及び第20条の4の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(熊本県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。) の額

(2) 【略】

(介護納付金賦課額の所得割額の算定)

第15条の8 前条の所得割額は、介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条

金額とする。)の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の38.62に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の17.31に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額  
イ～ウ 【略】

2～3 【略】

(介護納付金賦課総額)

第15条の6 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第20条及び第20条の4の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(熊本県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。) \_\_\_\_\_

(2) 【略】

(介護納付金賦課額の所得割額の算定)

第15条の8 前条の所得割額は、介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条第1項第1

の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(介護納付金賦課額の保険料率)

第15条の9 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 介護納付金賦課総額の 100分の47.71 に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得額等（国民健康保険法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第32条の10に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数
- (2) 被保険者均等割 介護納付金賦課総額の 100分の52.29 に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

2～3 【略】

(子ども・子育て支援納付金賦課総額)

第15条の11 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額（第20条、第20条の3、第20条の4及び第20条の5の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（熊本県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額

イ 第20条の5に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課

号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(介護納付金賦課額の保険料率)

第15条の9 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 介護納付金賦課総額の 100分の45.58 に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得額等（国民健康保険法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第32条の10に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数
- (2) 被保険者均等割 介護納付金賦課総額の 100分の54.42 に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

2～3 【略】

【新設】

額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

（子ども・子育て支援納付金賦課額）

第15条の12 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定）

第15条の13 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率）

第15条の14 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

【新設】

【新設】

【新設】

(1) 所得割 子ども・子育て支援納付金賦課総額から、第15条の11第1号イに掲げる額の見込額から同号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を控除した額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額」という。）の100分の45.37に相当する額を被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第32条の10の2に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の54.63に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) 18歳以上被保険者均等割 第15条の11第1号イに掲げる額の見込額から同号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を、当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における18歳以上被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第15条の15 第15条の12の子ども・子育て支援納付金賦課額は、3万円を超えることができない。

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)

第18条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、若しくは1世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少し、又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となった場合における当該納付義務者に係る第13条若しくは第15条の5の3の額（被保険者数が増加し、若しくは減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）、第15条の7若しくは第15条の12の額又は第20条第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第5項各号に定める額、第20条の3第1項（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、同条第5項（同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第20条の4第1項各号（同条第3項から第5項までの規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、同条第6項各号（同条第8項から第10項までの規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは第20条の5第1項に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、若しくは被保険者数が増加し、若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日又は特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。

第18条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、若しくは1世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少し、又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となった場合における当該納付義務者に係る第13条若しくは第15条の5の3の額（被保険者数が増加し、若しくは減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）、第15条の7の額又は第20条第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第20条の3第1項（同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める第15条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第20条の3第4項第1号（同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第20条の4第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第5項各号（同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、若しくは被保険者数が増加し、若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日又は特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第13条、第15条の5の3、第15条の7若しくは第15条の12の額又は第20条第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額、第20条の3第1項に定める額、同条第5項に定める額、第20条の4第1項各号に定める額、同条第6項各号に定める額若しくは第20条の5第1項に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもつて行う。

（低所得者の保険料の減額）

第20条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減じて得た額（当該減じて得た額が67万円を超える場合には、67万円）とする。

(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第13条若しくは第15条の5の3の額若しくは第15条の7の額又は第20条第1項各号に定める額額、第20条の3第1項に定める第15条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第20条の3第4項第1号に定める額、第20条の4第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもつて行う。

（低所得者の保険料の減額）

第20条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減じて得た額（当該減じて得た額が66万円を超える場合には、66万円）とする。

(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の

金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額

（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号並びに第5項において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては

金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額

（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号\_\_\_\_\_において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては

当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(次号及び第3号並びに第5項において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあっては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア～イ 【略】

- (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に31万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア～イ 【略】

- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に1

当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(次号及び第3号\_\_\_\_\_において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあっては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア～イ 【略】

- (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に30万5千円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア～イ 【略】

- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に1

0万円を乗じて得た金額を加えた金額)に5.7万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア～イ 【略】

2 【略】

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条」とあるのは「第15条の5の3」と、「6.7万円」とあるのは「2.6万円」と、前項中「第15条第2項及び第3項」とあるのは「第15条の5の5第2項及び第3項」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条」とあるのは「第15条の7」と、「6.7万円」とあるのは「1.7万円」と、第2項中「第15条第2項及び第3項」とあるのは「第15条の9第2項及び第3項」と読み替えるものとする。

5 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第15条の12の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円)とする。

(1) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2

0万円を乗じて得た金額を加えた金額)に5.6万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア～イ 【略】

2 【略】

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条」とあるのは「第15条の5の3」と、「6.6万円」とあるのは「2.6万円」と、前項中「第15条第2項及び第3項」とあるのは「第15条の5の5第2項及び第3項」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条」とあるのは「第15条の7」と、「6.6万円」とあるのは「1.7万円」と、第2項中「第15条第2項及び第3項」とあるのは「第15条の9第2項及び第3項」と読み替えるものとする。

【新設】

第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とを合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

(2) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に31万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とを合算

した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

(3) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に57万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とを合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

6 第15条の14第2項及び第3項の規定は、前項各号ア又はイに規定する額の決定について準用する。この場合において、第15条の14第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする

る。

(特例対象被保険者等の特例)

第20条の2 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第14条第1項、第15条の5の4、第15条の8及び第15条の13並びに前条第1項(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。)及び同条第5項の規定の適用については、第14条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「所得の金額(同法」とあるのは「所得の金額(地方税法」と、前条第1項第1号中「総所得金額(」とあるのは「総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。)」と、「つについては、同法」とあるのは「つについては、地方税法」とする。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第20条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第15条の規定により算定した基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額(第15条第2項の規定により端数を切り上げた後の額とする。)を控除して得た額とする(第5項に掲げる場合を除く。))。

2～3 【略】

(特例対象被保険者等の特例)

第20条の2 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第14条第1項及び前条第1項の規定の適用については、第14条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「所得の金額(同法」とあるのは「所得の金額(地方税法」と、前条第1項第1号中「総所得金額(」とあるのは「総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。)」と、「つについては、同法」とあるのは「つについては、地方税法」とする。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第20条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第15条の規定により算定した基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額(第15条第2項の規定により端数を切り上げた後の額とする。)を控除して得た額とする(第4項に掲げる場合を除く。))。

2～3 【略】

4 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第15条」とあるのは「第15条の14」と、第2項中「第15条第3項」とあるのは「第15条の14第3項」と読み替えるものとする。

5～6 【略】

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第20条第1項各号」とあるのは「第20条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と、「第15条」とあるのは「第15条の5の5」と、前項中「第15条第3項」とあるのは「第15条の5の5第3項」と読み替えるものとする。

8 第5項及び第6項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第20条第1項各号」とあるのは「第20条第5項各号」と、「第15条」とあるのは「第15条の14」と、第6項中「第15条第3項」とあるのは「第15条の14第3項」と読み替えるものとする。

(出産被保険者の保険料の減額)

第20条の4 当該年度において、世帯に出生被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第6項第8号に規定する出生被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条の基礎賦課額から、次の各号に掲げる額の合算額を減じて得た額（当該減じて得た額が67万円を超える場合には、67万円）とする（第6項に掲げる場合を除く。）。

(1) 当該出生被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基

【新設】

4～5 【略】

6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と \_\_\_\_\_、  
\_\_\_\_\_、「第15条」とあるのは「第15条の5の5」と、前項中「第15条第3項」とあるのは「第15条の5の5第3項」と読み替えるものとする。

【新設】

(出産被保険者の保険料の減額)

第20条の4 当該年度において、世帯に出生被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出生被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条の基礎賦課額から、次の各号に掲げる額の合算額を減じて得た額（当該減じて得た額が66万円を超える場合には、66万円）とする（第5項に掲げる場合を除く。）。

(1) 当該出生被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基

基礎課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に1/2分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則第32条の10の3で定める場合には、出産の日。第28条の3第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 【略】

2 【略】

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条」とあるのは「第15条の5の3」と、「67万円」とあるのは「26万円」と、前項中「第15条第2項」とあるのは「第15条の5の5第2項」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条」とあるのは「第15条の7」と、「67万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第15条第2項」とあるのは「第15条の9第2項」と読み替えるものとする。

5 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第13条」とあるのは「第15条の12」と、「67万円」とあるのは「3万円」と、第2項中「第15条第2項」とあるのは「第15条の14第2項」と読み替

基礎課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に1/2分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第28条の3第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 【略】

2 【略】

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条」とあるのは「第15条の5の3」と、「66万円」とあるのは「26万円」と、前項中「第15条第2項」とあるのは「第15条の5の5第2項」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条」とあるのは「第15条の7」と、「66万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第15条第2項」とあるのは「第15条の9第2項」と読み替えるものとする。

【新設】

えるものとする。

**6** 当該年度において、第20条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第13条の基礎賦課額から、次の各号に掲げる額の合算額を減じて得た額（当該減じて得た額が67万円を超える場合には、67万円）とする。

(1)～(2) 【略】

**7** 【略】

**8** 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、**第6項**中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条」とあるのは「第15条の5の3」と、「67万円」とあるのは「26万円」と、「**第20条第1項各号**」とあるのは「**第20条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号**」と、前項中「第15条第2項」とあるのは「第15条の5の5第2項」と読み替えるものとする。

**9** **第6項及び第7項**の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、**第6項**中「に出産被保険者」とあるのは「に出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条」とあるのは「第15条の7」と、「67万円」とあるのは「17万円」と、「**第20条第1項各号**」とあるのは「**第20条第4項の規定により読み替えられた同条第1項各号**」と、**第7項**中「第15条第2項」とあるのは「第15条の9第2項」と読み替えるものとする。

**10** **第6項及び第7項**の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、**第6項**中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるの

**5** 当該年度において、第20条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第13条の基礎賦課額から、次の各号に掲げる額の合算額を減じて得た額（当該減じて得た額が66万円を超える場合には、66万円）とする。

(1)～(2) 【略】

**6** 【略】

**7** 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、**第5項**中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条」とあるのは「第15条の5の3」と、「66万円」とあるのは「26万円」と \_\_\_\_\_、前項中「第15条第2項」とあるのは「第15条の5の5第2項」と読み替えるものとする。

**8** **第5項及び第6項**の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、**第5項**中「に出産被保険者」とあるのは「に出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条」とあるのは「第15条の7」と、「66万円」とあるのは「17万円」と、**第6項** \_\_\_\_\_ 中「第15条第2項」とあるのは「第15条の9第2項」と読み替えるものとする。

**【新設】**

は「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第13条」とあるのは「第15条の12」と、「67万円」とあるのは「3万円」と、「第20条第1項各号」とあるのは「第20条第5項各号」と、第7項中「第15条」とあるのは「第15条の14」と読み替えるものとする。

(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)

第20条の5 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第15条の14の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第20条第5項、第20条の3第4項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第8項の規定により読み替えられた同条第5項又は前条第5項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第10項の規定により読み替えられた同条第6項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあつては、当該減額後の額。以下同じ。）から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

2 第15条の14第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第15条の14第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

【削る】

【新設】

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)

13 給与等（俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与をいい、健康保険法第3条第6項に規定する賞与を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができ

【削る】

【削る】

【削る】

ないとき（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症に感染したことが疑われる場合に限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日からその労務に服することができない期間、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、傷病手当金を支給する。

14 傷病手当金の額は、労務に服することを予定していた日1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3か月間の給与等の額の合計額を就労日数で除した額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する額（その額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、その額が、健康保険法第40条第1項の規定による標準報酬月額等級のうちの最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する額（その額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。）を超えるときは、当該相当する額とする。

15 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から通算して1年6か月間とする。

16 附則第13項の期間において、給与等の全部若しくは一部の支払を受けることができる者又は同一の事由につき、労働基準法（昭和22年法律第49号）の規定による休業補償、労働者災害補償保険法（昭和22年法律

【削る】

【削る】

(委任)

13 【略】

第50号)の規定による休業補償給付若しくは休業給付若しくはこれらに相当する補償(以下「休業補償等」という。)を受けることができる者に対しては、これらを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、給与等の一部の支払又は休業補償等を受けることができる者に対しては、当該給与等の額及び当該休業補償等の額の総額が附則第14項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

17 附則第13項及び前項ただし書の規定にかかわらず、傷病手当金の支給は、同一の事由につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者医療確保法の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

18 附則第13項から前項までの規定は、令和2年9月30日以後の規則で定める日(以下「失効日」という。)限り、その効力を失う。ただし、これらの規定による傷病手当金の支給(以下「支給」という。)を始める日が失効日以前である場合の支給については、これらの規定は、失効日後においても、なおその効力を有する。

(委任)

19 【略】

## 附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第13項から第18項までを削り、附則第19項を附則第13項とする改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の熊本市国民健康保険条例の規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

# 熊本市国民健康保険条例改正（案）の内容について

【健康福祉局 国保年金課】

## 1 保険料率の改定

県交付金の増加や、被保険者一人当たりの医療費の伸びの鈍化などにより、今回の改定は、被保険者一人当たり平均4,631円の負担減となる。

令和8年度 保険料率(案)

内訳	対象者	区分	令和7年度	令和8年度	令和8- 令和7(差額)
医療分 (基礎分)	全員	所得割	8.34%	6.34%	▲ 2.00%
		均等割	35,100円	28,400円	▲ 6,700円
		平等割	25,600円	18,100円	▲ 7,500円
後期分	全員	所得割	2.62%	2.98%	+0.36%
		均等割	11,300円	13,300円	+2,000円
		平等割	7,800円	8,500円	+700円
介護分	40歳～ 64歳	所得割	2.40%	2.94%	+0.54%
		均等割	17,800円	20,300円	+2,500円
子ども分	全員 ※18未満は均 等割免除	所得割	-	0.25%	+0.25%
		均等割	-	1,600円	+1,600円
1人当たり平均保険料			119,045円	114,414円	▲ 4,631円

## 2 賦課限度額の引き上げ

令和8年1月15日に国民健康保険法施行令の改正が行われ、基礎賦課限度額が1万円引き上げられた。このため、熊本市国民健康保険条例においても、所要の改正を行う。

● 国保料賦課限度額の見直し

	医療分 (基礎分)	後期分	介護分	子ども分	合計
現行	66万円	26万円	17万円		109万円
見直し	67万円	26万円	17万円	3万円	113万円

NEW

● 限度額超過世帯の割合（令和8年度推計）

	医療分 (基礎分)	後期分	介護分	子ども分	合計
現行	1.75%	1.35%	0.97%		1.45%
見直し	1.71%	1.35%	0.97%		1.43%

## 3 軽減判定に係る所得基準額の変更

国民健康保険では、所得に応じて均等割・平等割の保険料を軽減する仕組みがあり、軽減判定の基準所得は、消費者物価など経済動向を踏まえて見直しが行われている。令和8年1月15日に国民健康保険法施行令の改正が行われ、基準所得の見直しが行われたことから、熊本市国民健康保険条例においても、所要の改正を行う。

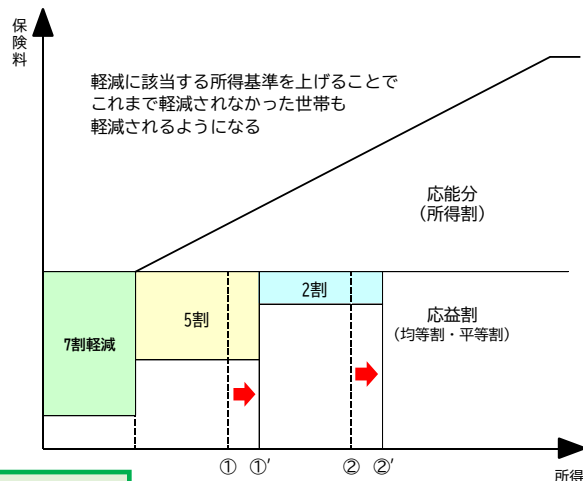
現行

軽減割合	軽減対象となる所得基準額
① 5割	43万円 + (30万5千円 × 被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の人数 - 1) 以下
② 2割	43万円 + (56万円 × 被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の人数 - 1) 以下



改正後

軽減割合	軽減対象となる所得基準額
①' 5割	43万円 + (31万円 × 被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の人数 - 1) 以下
②' 2割	43万円 + (57万円 × 被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の人数 - 1) 以下



## 4 子ども・子育て支援納付金の新設

令和6年6月に改正された子ども・子育て支援法に基づき、「子ども・子育て支援納付金」が新設され、令和8年度から国民健康保険料と併せて徴収する。料率は上記1の表に、賦課限度額は上記2の表に記載のとおり。

## 5 傷病手当金の支給に関する規定の削除

新型コロナウイルス感染症の5類感染症相当への移行に伴うもの

令和8年（2026年）第一回定例会提出議案一覧

【その他の案件】

議番号	件名、提出理由及び主な内容等
第166号	<p>件名：財産の取得について（保育所給食用物資（青果物、豆腐蒟蒻類、鶏卵等）</p> <p>&lt;提出理由&gt;            保育所給食用物資の取得について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び熊本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第16号）第3条の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの。</p> <p>&lt;主な内容&gt;</p> <p>1 財 産 物品 保育所給食用物資（青果物、豆腐蒟蒻類、鶏卵等）            2 取得価格 67,000,000円を上限とする額            3 相手方 熊本市西区田崎町380番地44            熊本県学校給食納入協同組合            理事長 松枝 隆</p>